



第二種特定鳥獣管理計画 (イノシシ管理) (原案)

2022 (令和4) 年3月



目 次

1	特定計画策定の目的及び背景	1
(1)	特定計画の背景	1
(2)	特定計画の目的	3
2	管理すべき鳥獣の種類	4
3	特定計画の期間	4
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	4
5	現状	5
(1)	生息状況	5
(2)	被害の状況	8
(3)	対策実施状況	10
(4)	捕獲の担い手	12
6	特定計画の評価と改善	13
(1)	前計画の目標	13
(2)	評価及び課題	13
7	管理の目標	14
(1)	目標	14
(2)	目標を達成するための施策の基本的な考え方	15
8	数の調整に関する事項	19
(1)	捕獲目標数の設定	19
(2)	許可捕獲の推進	19
(3)	指定管理鳥獣捕獲等事業の活用	19
(4)	狩猟による捕獲の推進	20
(5)	人材育成、捕獲技術の開発	20
9	被害防除対策及び生息環境管理に関する事項	21
(1)	被害防除対策	21
(2)	生息環境管理	22
10	モニタリング等の調査研究	23
11	その他管理のための必要な事項	24
(1)	計画の実施体制(図16参照)	24
(2)	地域に根ざした取り組みの充実	26
(3)	年度別実施計画の作成	28
(4)	市街地出没の防止等に係る対応について	28
(5)	錯誤捕獲の防止等に係る対応について	28
(6)	イノシシ・イノブタの飼育管理の徹底	29
(7)	感染症及び安全対策の実施	29
(8)	ジビエの振興等活用対策	30
(9)	情報の収集・普及啓発等	30

1 特定計画策定の目的及び背景

(1) 特定計画の背景

本県では、県北東部の山間地域を中心にイノシシによる農作物への深刻な被害が発生したため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律[※]（平成14年法律第88号）に基づく「第一期計画」（特定鳥獣保護管理計画（H16.4～H19.3））を策定し、「第二期計画」（特定鳥獣保護管理計画（H19.7～H24.3））、「第三期計画」（特定鳥獣保護管理計画（H24.4～H29.3））、「第四期計画」（特定鳥獣管理計画（H29.4～R4.3））まで、18年間にわたり狩猟の規制緩和等の捕獲の推進、防護柵設置等の被害対策等のイノシシの保護管理対策を実施してきた（表1）。

しかし、依然として農業被害額を減少させるには至っておらず、イノシシの生息する地域（分布域）の拡大は顕著であり、今後、農業被害が拡大するおそれがある。

一方、イノシシの生息数や分布等の生息動向は常に変化し、また、それらを把握するための調査結果には誤差が含まれている。そのため、イノシシの管理においては、自然界での様々な不確実性の要因が存在することを考慮する必要がある。

今後、地域の捕獲頭数・被害状況と共に限られた条件下で得られた指標等のモニタリングを基に、科学的知見を踏まえて対策の評価・検証、目標の再設定、対策の見直し等を繰り返す順応的な管理を適切に行うことが一層の課題となっている。

※ 平成26年5月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が一部改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律となった。この改正により、特定鳥獣保護管理計画は、保護を主目的とした第一種特定鳥獣保護計画と、管理を主目的とした第二種特定鳥獣管理計画となった。

表 1 本県におけるイノシシ特定計画の経緯（第一期計画～第四期計画）

項目		第一期計画	第二期計画	第三期計画	第四期計画
		H16.4～H19.7	H19.8～H24.3	H24.4～H29.3	H29.4～R4.3
計画目標		農林作物被害の未然防止又は減少	継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害等の未然防止又は減少 ・個体数を削減し、生息密度の低減 ・生息分布の縮減
数の調整に関する事項	目標捕獲頭数（平均捕獲実績）	3,000 頭 (2,839 頭)	3,000 頭 (5,133 頭)	5,000 頭 (8,046 頭)	10,000 頭 (7,174 頭)
	狩猟期間	11 月 15 日から 2 月 15 日	狩猟期間の 1 か月延長 (11 月 15 日から 3 月 15 日)	継続	継続
	その他		特例休猟区における狩猟の実施	継続	継続
					指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
生息地に関する事項	被害防除対策	電気柵設置の推進	継続	継続	継続
			トタンの設置推進	継続	
				ワイヤーメッシュの設置の推進	継続
	保護及び整備	森林の整備	継続	継続	継続
		誘引物の除去	継続	継続	継続
モニタリング	毎年	捕獲頭数、捕獲場所、性別等	継続	継続	継続
		農林業被害の状況	継続	継続	継続
		被害防除対策の実施状況、効果等	継続	継続	継続
			狩猟カレンダーの活用（捕獲効率（CPUE 値）等）	継続	継続
			生息環境の整備状況	継続	継続
	5 年毎	生息状況・生息環境等	継続	継続	継続

(2) 特定計画の目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提としつつ、農業被害等の未然防止又は減少等を積極的に図ることにより、人とイノシシの適切な関係の構築を目指す。

このため、近年の急速な生息数の増加や分布域の拡大、被害増加の懸念といった問題に対応するため、イノシシの積極的な捕獲等を進め、生息数を適正レベルまで減少させることとする。

なお、本計画は、鳥獣保護管理法第4条の規定及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施する基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づく「第13次鳥獣保護管理事業計画」（R4.3）の内容を踏まえて策定するとともに、各市町村が策定する実施計画に資するものとする（図1）。

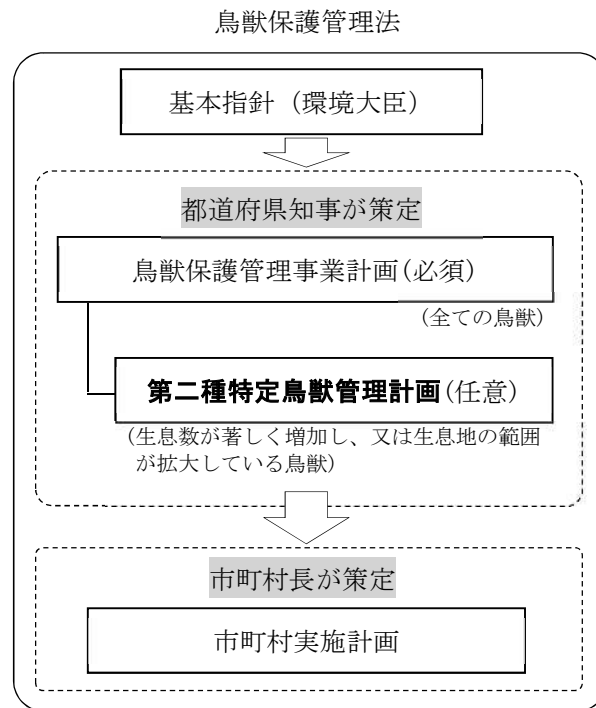


図1 本計画の位置づけ

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 特定計画の期間

2022（令和4）年4月1日～2027（令和9）年3月31日（5年間）

なお、計画期間内であっても、イノシシの生息状況等に大きな変動があるなど、見直しの必要がある場合には、計画の変更を検討する。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

■計画対象区域の変更

計画対象区域は、イノシシの分布の有無に関わらず、県内全域とする。ただし、国指定藤前干潟鳥獣保護区特別保護地区は除くものとする。

5 現状

(1) 生息状況

ア 分布域

■文章構成の変更
(次期計画)

- 現状
 - ・生息状況
 - ・被害の状況
 - ・対策実施状況
 - ・捕獲の担い手
- 特定計画の評価と改善

(現計画)

- これまでの対策の状況
- 現状
 - ・生息状況
 - ・被害状況
 - ・捕獲の担い手
- 課題の整理

2020（令和2）年度に市町村、鳥獣保護管理員、狩猟団体会員等を対象にアンケート調査及び聞き取り調査*を行った結果を図2に示す。

2015（平成27）年度以降、豊川市、西尾市及び田原市等の県南部を中心に分布域が拡大しているが、全県的には豚熱の影響により生息数が一時的に減少傾向との情報が多かった。

一方で、犬山市、小牧市、春日井市、日進市及び西尾市など新たに分布が拡大している地域では生息数が増加傾向との情報もあった。また、飼育個体の放出・逃亡と思われる、飛び地的に発見される事例も報告されている。

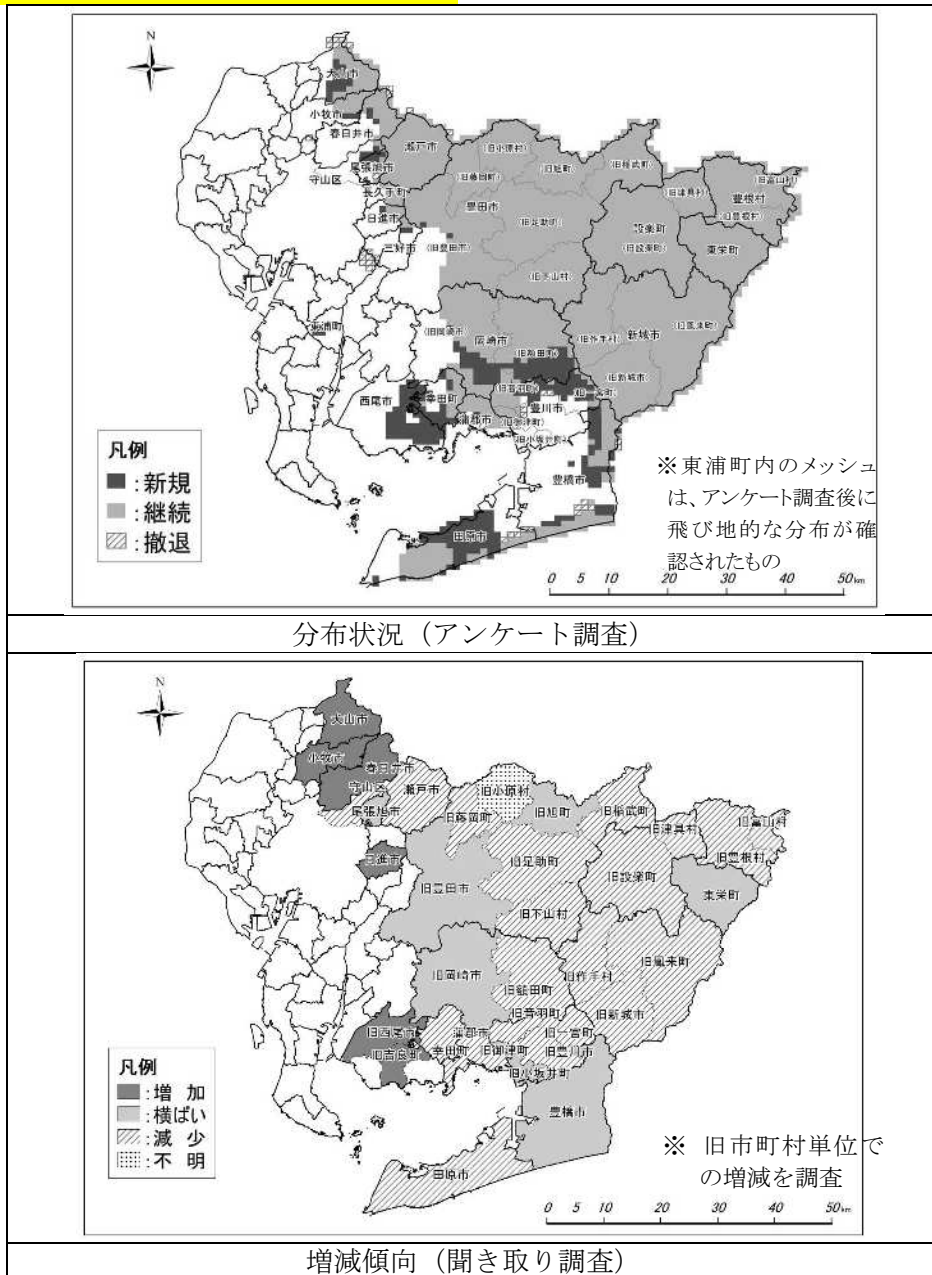


図2 アンケート調査及び聞き取り調査によるイノシシの生息状況

* アンケート調査は、市町村、鳥獣保護管理員、狩猟団体会員、森林組合、農業協同組合等の総数500名を対象に、アンケート調査票を郵送・回収し、県内のイノシシの生息状況等を把握した。聞き取り調査では、アンケート調査の対象者500名から約100名を抽出し、対面により詳細な情報の聞き取りを行った。

イ 生息数及び生息密度

表 2 に示すデータを用いて階層ベイズ法^{※1}による解析を行い、イノシシの生息数及び生息密度の推計を行った。その結果を図 3、図 4 に示す。

2014（平成 26）年度から 2017（平成 29）年度までの推定生息数は、14,000～15,000 頭程度で推移していた。一方、2018（平成 30）年度以降については、豚熱により、イノシシが一時的に大量死し、生息数が減少していると考えられる。今回の推計では、豚熱の影響が反映されていないため、実際の生息数は大幅に下回っているものと考えられる。今後は生息数に係る情報の収集をさらに進め、その実態の把握に努める。

表 2 階層ベイズ法に用いた集計データ

調査主体	調査手法等	調査年											
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
環境局 環境政策部 自然環境課	出猟カレンダー ^{※2}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	捕獲実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	RESTモデルデータ ^{※3} (渥美半島)												○

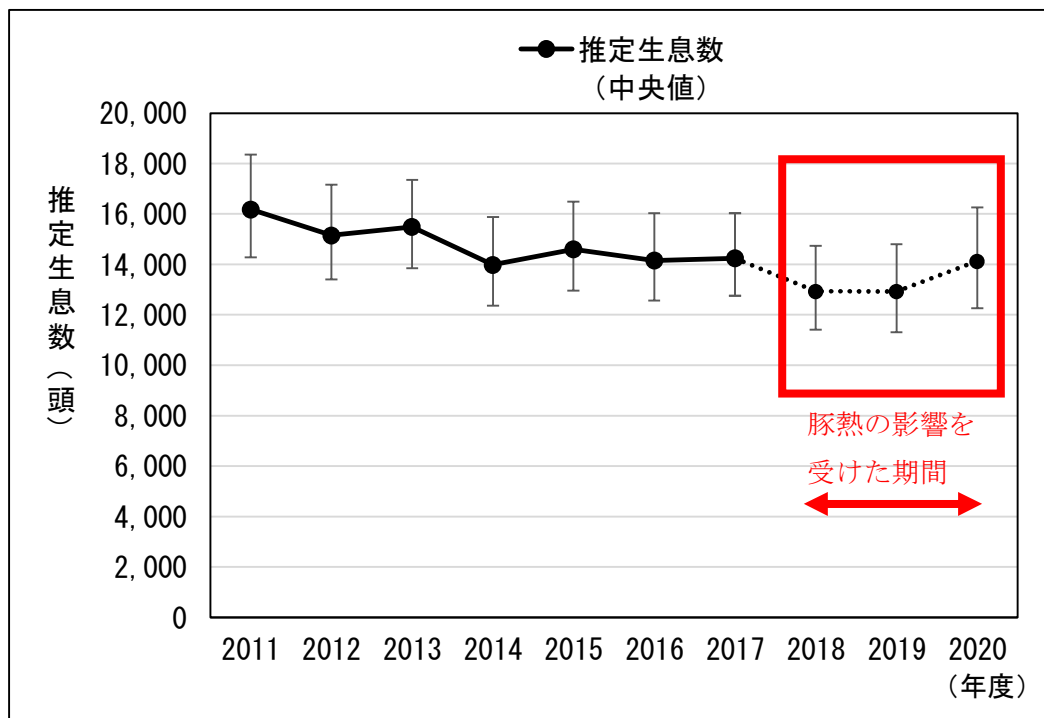


図 3 階層ベイズ法による推定生息数の推移

※1 階層ベイズ法とは、未知の数値について、複数の関係する数値や事前の知識をもとに、全ての可能性のある数値を試して説明可能な数値を探していく手法であり、近年発達した統計学的手法に、コンピューターの性能向上が合わさって活用可能となった。

※2 出猟カレンダーは、出猟場所、出猟日数（わな設置日数）、出猟人数（わな基数）、目撃頭数、捕獲頭数を記載する報告様式。生息しない又は密度が著しく低い場所についても把握できる。

※3 REST モデルは、自動撮影カメラを使用し、生息密度を推定する手法。

豚熱の影響が無かった2012（平成24）年度から2017（平成29）年度の生息密度は図4のとおりで、特に豊田市など県中央部で大きい傾向がみられる。

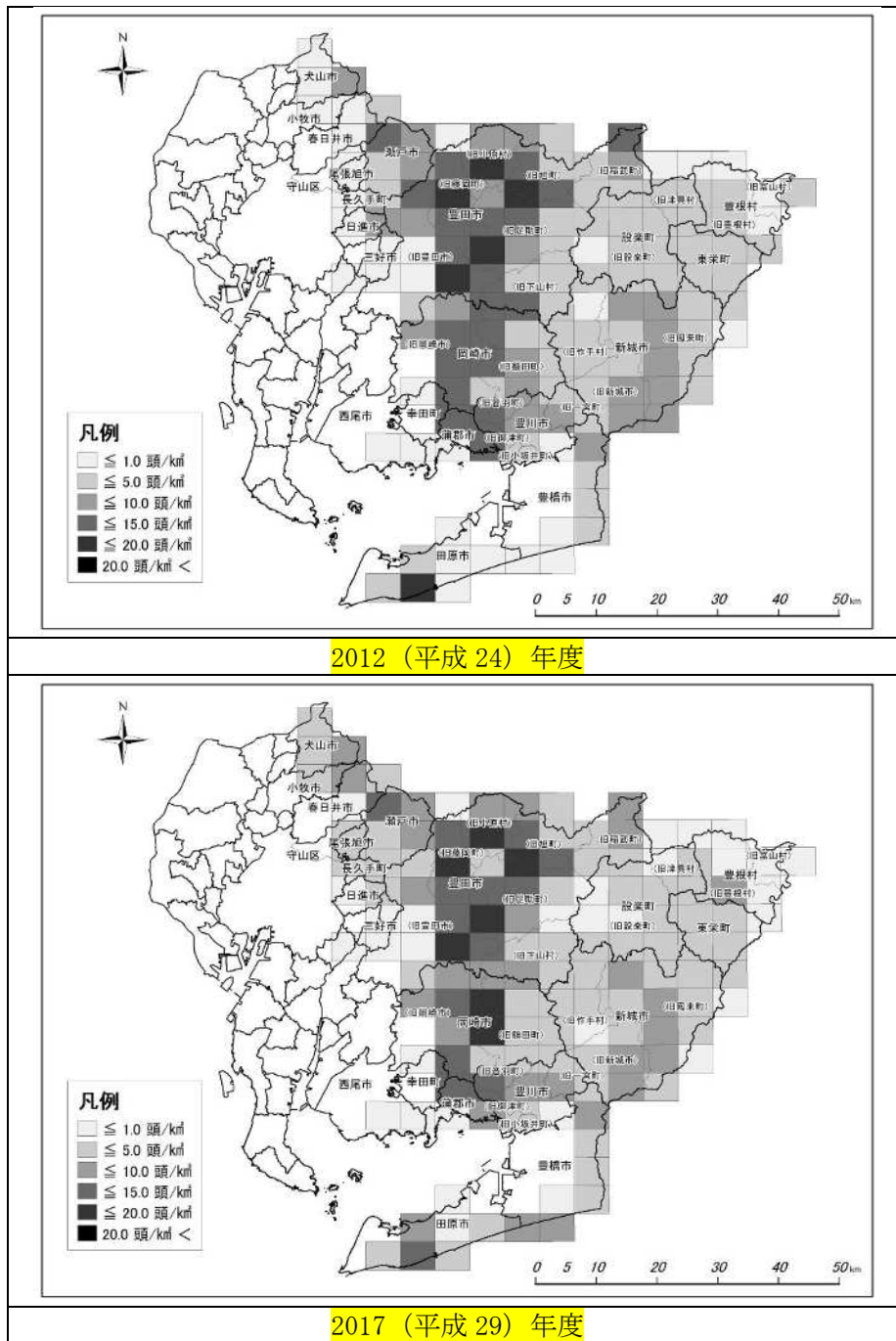


図4 イノシシ生息密度の変化（階層ベイズ法）

(2) 被害の状況

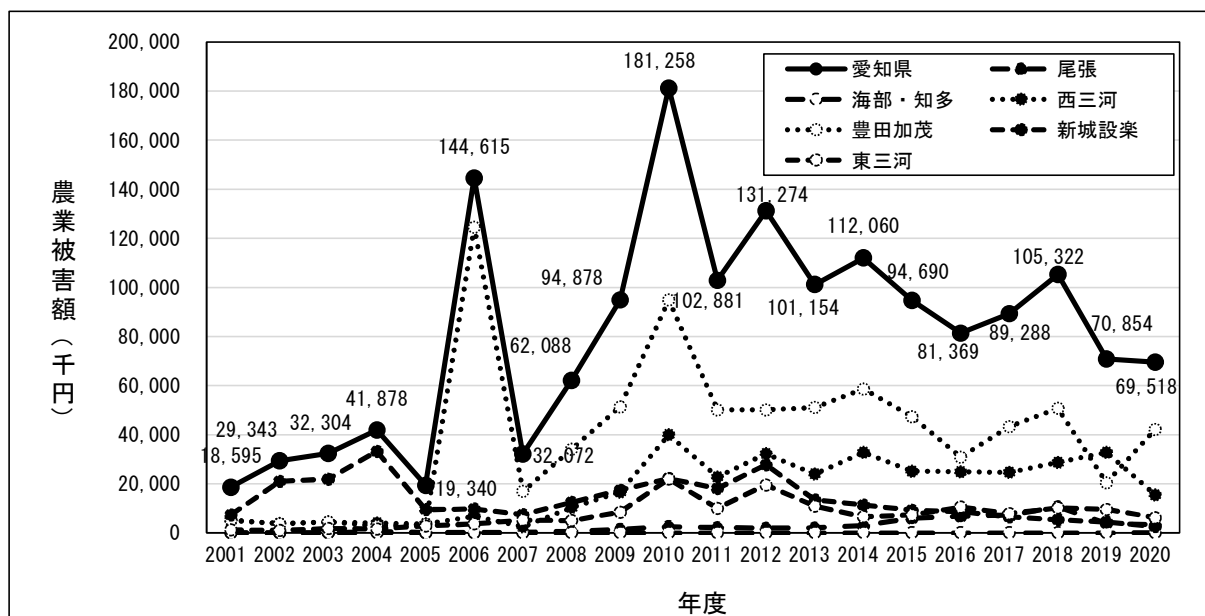
■ 内容の更新

ア 農業被害

2001（平成13）年以降の農業被害額の推移を図5に、市町村別の農業被害額（2015年度、2020年度）を図6に示す。

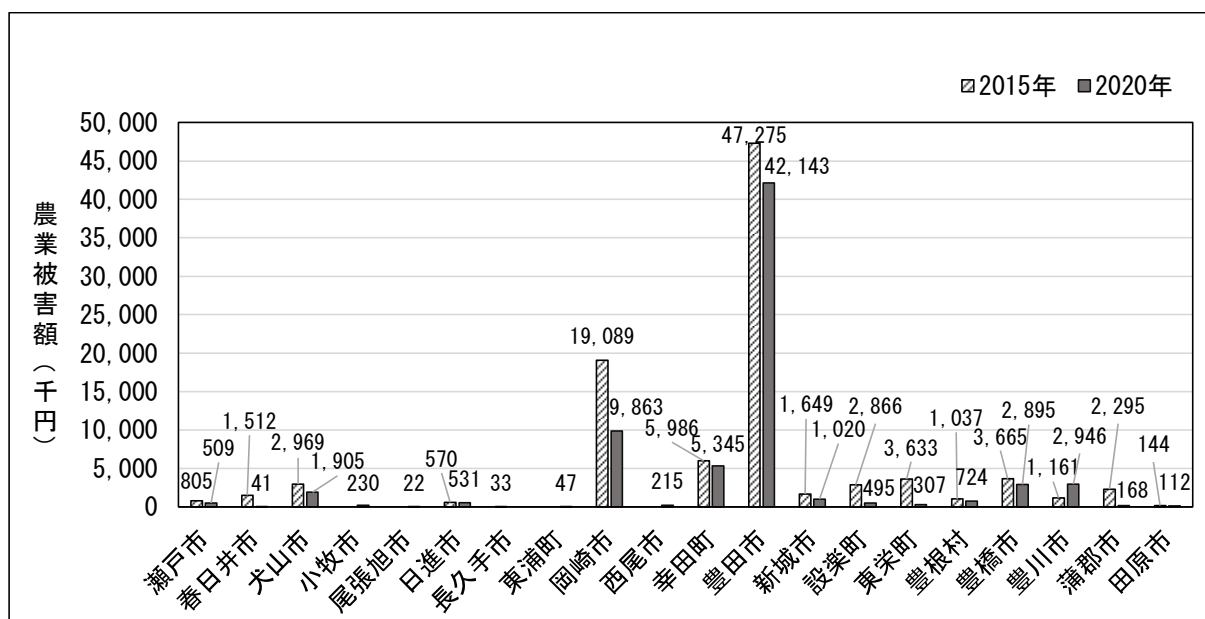
農業被害額は、2010（平成22）年度以降、減少傾向がみられるものの、依然として高い水準にある。また、2019（令和元）年度以降は豚熱の影響により、地域的に顕著な変動がみられ、早期に豚熱によるイノシシ生息数の減少の影響を受けた豊田加茂地域では被害が再拡大傾向にある。

市町村別では、被害額が最も大きいのは豊田市で、次いで岡崎市となっている。



出典：「愛知県農業水産局農業振興課資料」

図5 イノシシによる農業被害額の推移（全県）



出典：「愛知県農業水産局農業振興課資料」

図6 市町村別の農業被害額（2015年度、2020年度）

■ 獣被害防止計画の目標の達成状況について追記

○ 鳥獣被害防止計画の目標の達成状況について

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づき、県内 21 市町村がイノシシを対象に含む市町村被害防止計画を策定している。被害防止計画の中では、3 年を計画期間とし、被害軽減目標、捕獲や防護柵等の設置計画について定めている。なお、当該計画の目標は、被害額・面積について3 年間で 20～30%低減を目指す事例が大部分である。およそ 2015（平成 27 年度）までは大規模な侵入防止柵の整備等により、目標を達成した地域もあった。しかし、近年は侵入防止柵の新設のような劇的な効果を得られる対策が行われず、目標を達成できていない場合が多い。

■ 被害状況に「豚熱による被害」を追記

イ 豚熱による被害

2018（平成 30）年から 2020（令和 2）年までの野生イノシシにおける豚熱陽性確認地点を図 7 に示す。

2018 年（平成 30）年度に尾張北東部で初めて感染が確認されて以降、2019（令和元）年度には豊田市などの三河方面へ感染が拡大した。

豚熱ウイルスのまん延により、イノシシだけでなく、養豚場の飼育豚においても豚熱の感染事例が複数発生し、畜産業に大きな被害を与えた。なお、捕獲や経口ワクチン散布等の効果によって感染事例は減少し、本県では 2020（令和 2）年 10 月以降、感染が確認されていなかったが、2021（令和 3）年 10 月には豊田市で約 1 年ぶりに感染が確認された。

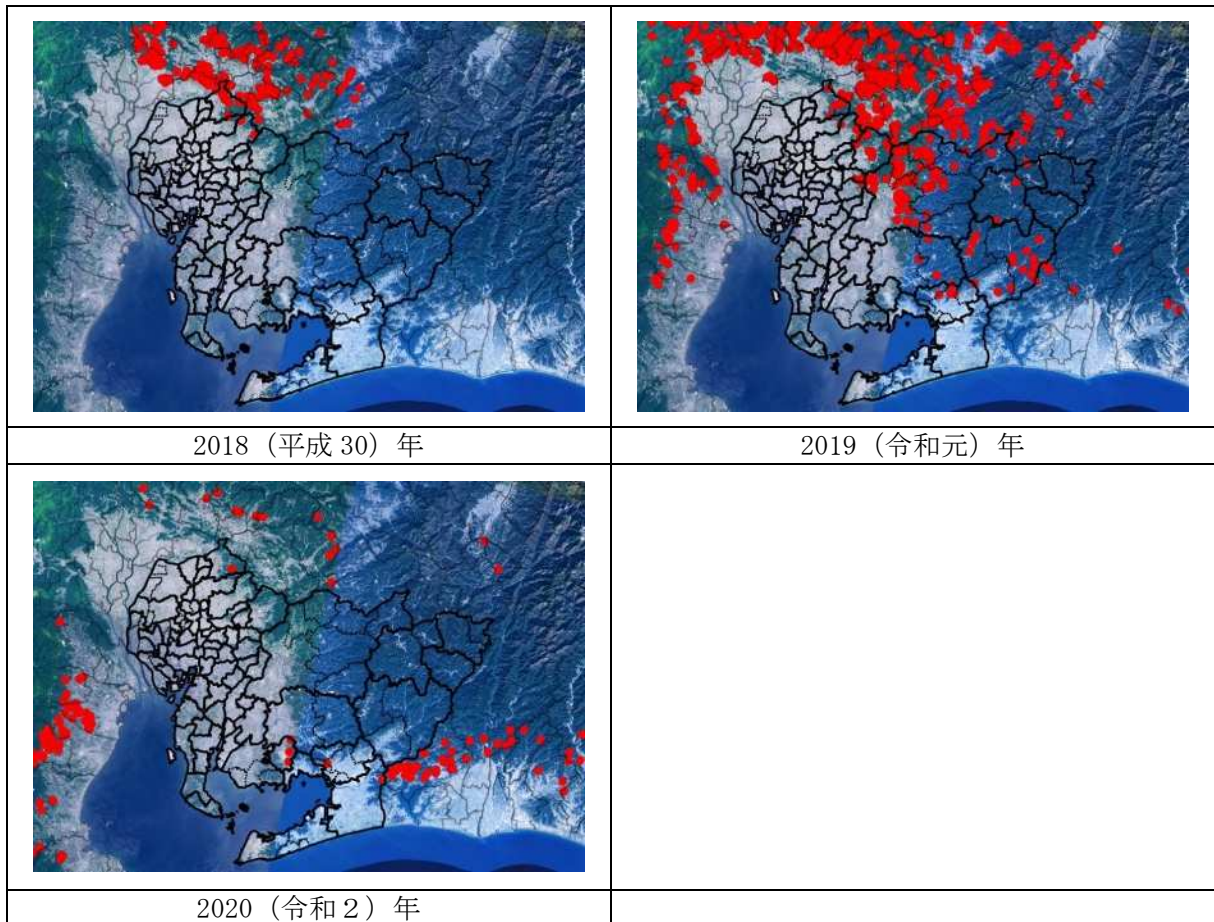


図 7 年度別野生イノシシ豚熱陽性確認地点

(3) 対策実施状況

■内容の更新

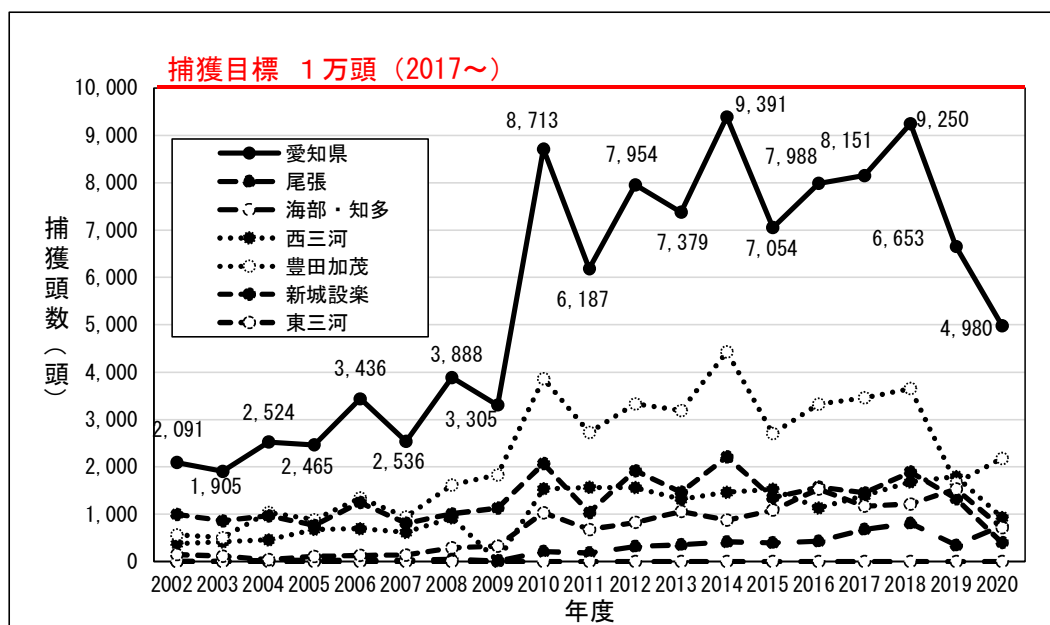
ア 捕獲状況

2002（平成14）年度以降のイノシシの捕獲頭数を図8、市町村別の捕獲頭数（2015年度、2020年度）を図9に示す。

イノシシの捕獲頭数は、年度によるばらつきが大きいものの、2011（平成23）年度以降はほぼ横ばいである。捕獲目標は達成できておらず、特に2019（令和元）年度から2020（令和2）年度は、豚熱によるイノシシ生息数減少の影響により、捕獲頭数が減少している。

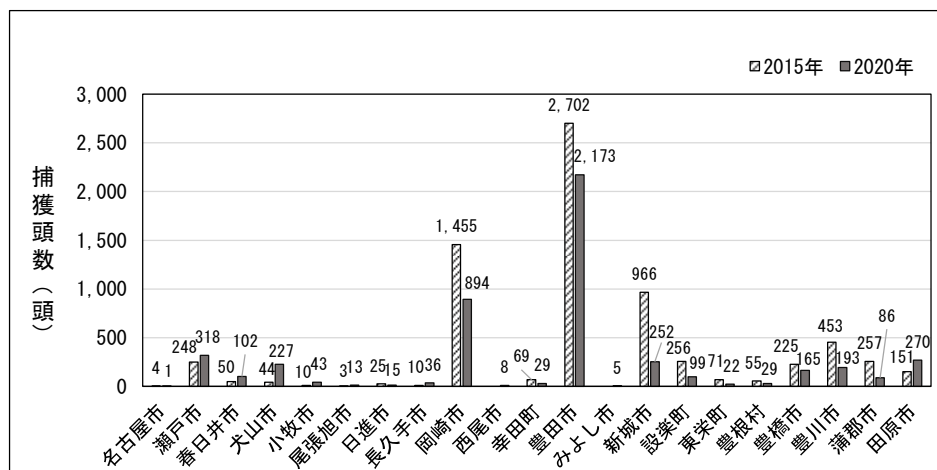
市町村別では、農業被害が大きい豊田市において最も多く捕獲されている。

捕獲の内訳では、図10に示すとおり、近年、許可捕獲（個体数調整、有害鳥獣捕獲）による捕獲が増加し、特に2011（平成23）年度以降は捕獲全体の7割を占めるようになった。また、2019（令和元）年度に指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を開始しており、今後は同事業による捕獲頭数の増加を図っていく。



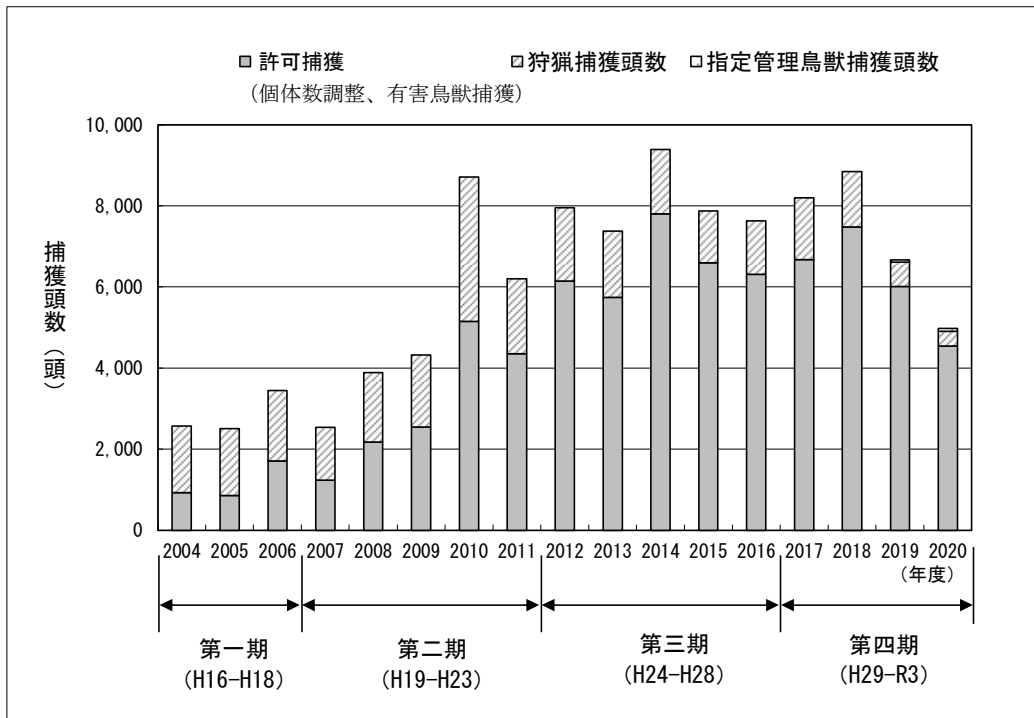
出典：「愛知県環境局自然環境課資料」

図8 イノシシ捕獲頭数の推移



出典：「愛知県環境局自然環境課資料」

図9 市町村別の捕獲頭数（2015年度、2020年度）



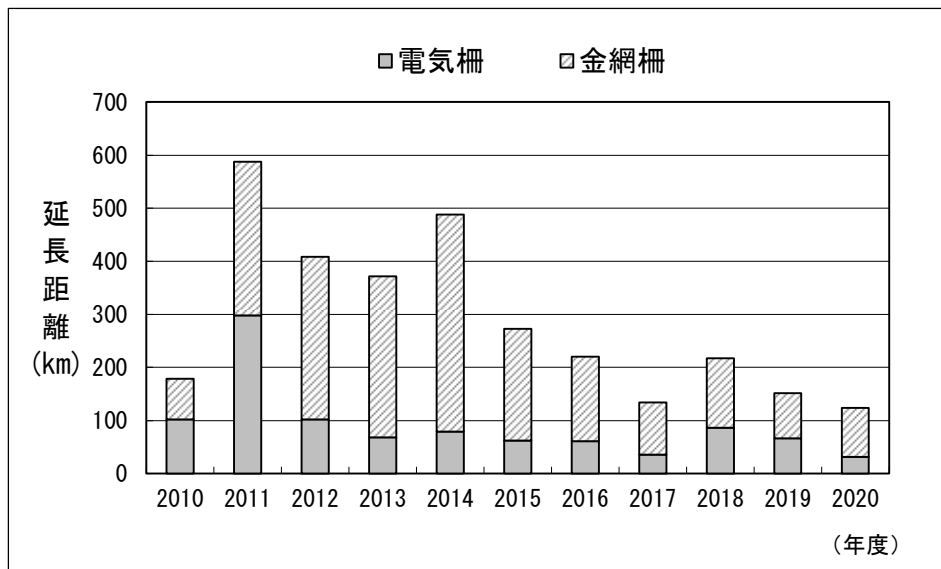
注) 特定鳥獣管理計画区域外の市町村での捕獲頭数を含む。
 出典：「愛知県環境局自然環境課資料」

図 10 イノシシ捕獲頭数（許可捕獲、狩猟等）の内訳の推移

イ 農業被害防止対策

農業被害防止対策の実施状況を図 11 に示す。

農業被害の拡大に対応するため、県農業水産局の各種事業により、特に 2011（平成 23）年度及び 2014（平成 26）年度に、被害が大きい地域を中心に侵入防止柵（電気柵及び金網柵）の設置が進んでいる。近年は、未整備地域での設置を中心に実施されている。



注1) 農業被害対策の対象は、イノシシのほか、カモシカ、ニホンジカ及びニホンザルを含む。
 出典：「愛知県農業水産局農業振興課資料」

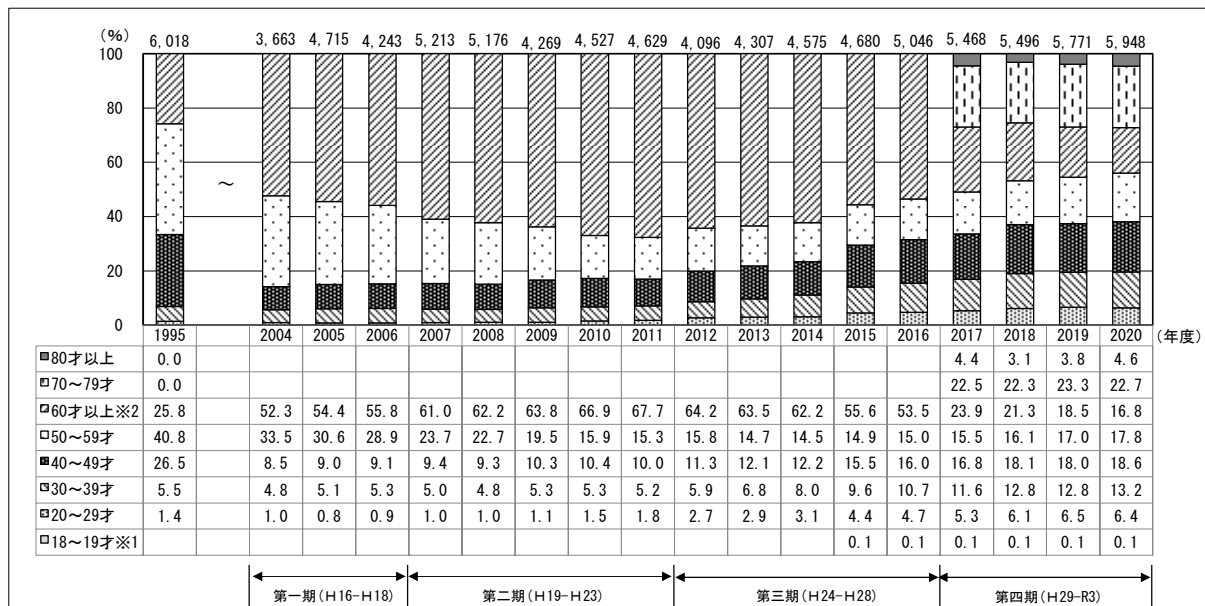
図 11 農業被害対策の実施状況

(4) 捕獲の担い手

■内容の更新

年齢別狩猟免許所持者数の推移を図 12、免許種別の狩猟者登録者数の推移を図 13に示す。

狩猟免許所持者数は近年微増傾向にあり、20代から40代の割合も増加している。2020（令和2）年度は60代以上が占める割合は、44.1%となった。一方、狩猟者登録者数は、長期的には減少傾向にある。

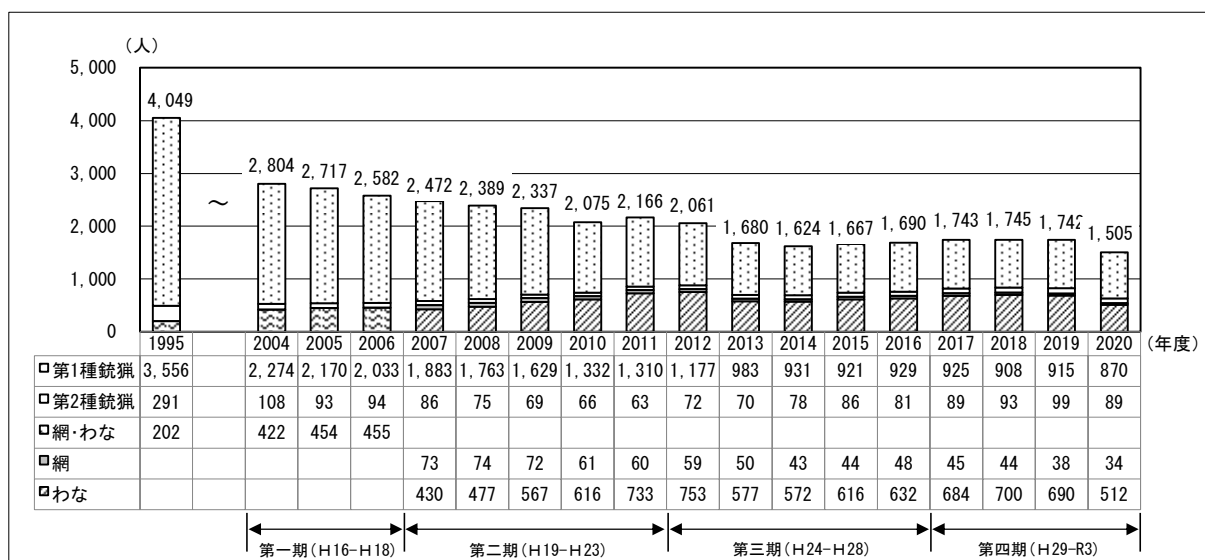


※1 2015（平成27）年度より、新たに「18～19才」の区分が加わった。

※2 2017（平成29）年度より、「60才以上」が「60～69才」「70～79才」「80才以上」に区分された。

出典：「愛知県環境局自然環境課資料」

図 12 年齢別狩猟免許保有者の推移



注）2007（平成19）年度の鳥獣保護法改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に区分された。

出典：「愛知県環境局自然環境課資料」

図 13 狩猟登録者の推移

6 特定計画の評価と改善

■ 特定計画の評価と改善を追記

(1) 前計画の目標

- ・ 農業被害等の未然防止又は減少
- ・ 個体数を削減し、生息密度の低減
- ・ 生息分布の縮減

(2) 評価及び課題

ア 農業被害

農業被害額は、長期的にみると減少傾向であり、特に 2019（令和元）年度は、豚熱による影響で大きく減少した。ただし、一部地域では被害の再拡大がみられるため、農業被害を減少させるための対策を引き続き実施する必要がある。特に被害が大きい豊田市、岡崎市で重点的に対策を実施する必要がある。

また、分布域は拡大傾向にあることから、分布の最前線地域において、被害の未然防止にも取り組む必要がある。

イ 生息数

聞き取り調査結果によると、豚熱の影響により生息数が大幅に減少したと考えられる。ただし、2018（平成 30）年度に豚熱による生息数減少がみられた犬山市、小牧市、春日井市、日進市では 2020（令和 2）年度には生息数が回復傾向にあると考えられ、その他の地域でも、生息数は回復すると思われる。また、新たに分布域が拡大している西尾市でも生息数が増加傾向との情報がある。そのため、引き続き高い捕獲圧をかけて、生息数を減少させる必要がある。また、豚熱の影響により正確な生息数は把握できていないため、科学的な管理に向けて生息状況を把握する必要がある。

ウ 生息分布

聞き取り調査結果によると、西尾市及び田原市など一部の地域で分布域が拡大していると考えられる。生息分布の縮減に向けて、分布の最前線地域での重点的な捕獲の実施について検討する必要がある。また、前計画期間中には、分布域が計画対象区域の外にまで拡大したが、捕獲や被害防除等、迅速な対応がとれなかった点も課題である。

■目標の更新
管理目標の指標を追記

7 管理の目標

(1) 目標

地域個体群の安定的な維持を図りつつ、次の目標を達成するために個体数の調整、被害防除対策並びに生息環境管理等を総合的に行う。

具体的には、捕獲等の対策を進めることにより、生息数の減少、分布の拡大防止及び縮減、農業被害等の未然防止又は減少を図る。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

ア 生息数

農業被害が発生しない程度の水準まで、生息数の減少を図る。生息数は豚熱の影響により、一時的に減少していると考えられるが、現在生息の実態を把握できてないため、具体的な数値目標の設定は難しい。将来的には推定生息数を指標に管理するため、生息数に係る情報を収集する必要がある。

イ 分布

分布の拡大防止及び縮減を図る。分布する市町村数を増加させないように、県内全域での監視を徹底するとともに、分布の前線を後退させるため、分布の最前線地域での捕獲等の対策を実施する必要がある。

ウ 農業被害

農業被害を減少させるとともに、分布の拡大地域での被害を未然に防止する。

農業被害の程度を評価するには、被害額を用いるのが一般的であるが、地域ごとに営農規模が異なり、数値化できない部分もあるため、具体的な数値目標を設定するのは難しい。そのため、農業被害額、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画の被害軽減目標の達成状況を指標とし、評価を実施する。

エ 豚熱

養豚業の飼育豚への豚熱ウイルス感染による畜産業への被害を防止するため、イノシシの経口ワクチン散布及び生息数の抑制を実施することにより、豚熱ウイルスのまん延を防止する。

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

■ 順応的管理の内容を訂正

ア 順応的管理^{※1}

計画の運用にあたっては、生息数や繁殖率等、不確実な要素が多いことから、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を毎年度、確認・評価し、必要に応じて施策の見直しをしながら進めるものとする。その際、県が主導的に、愛知県特定鳥獣保護管理検討会^{※2}（以下「検討会」という。）及び愛知県特定鳥獣保護管理計画連絡協議会^{※3}（以下「協議会」という。）を活用し、関係者と連携しながら、繰り返し実施する必要がある（図 14）。

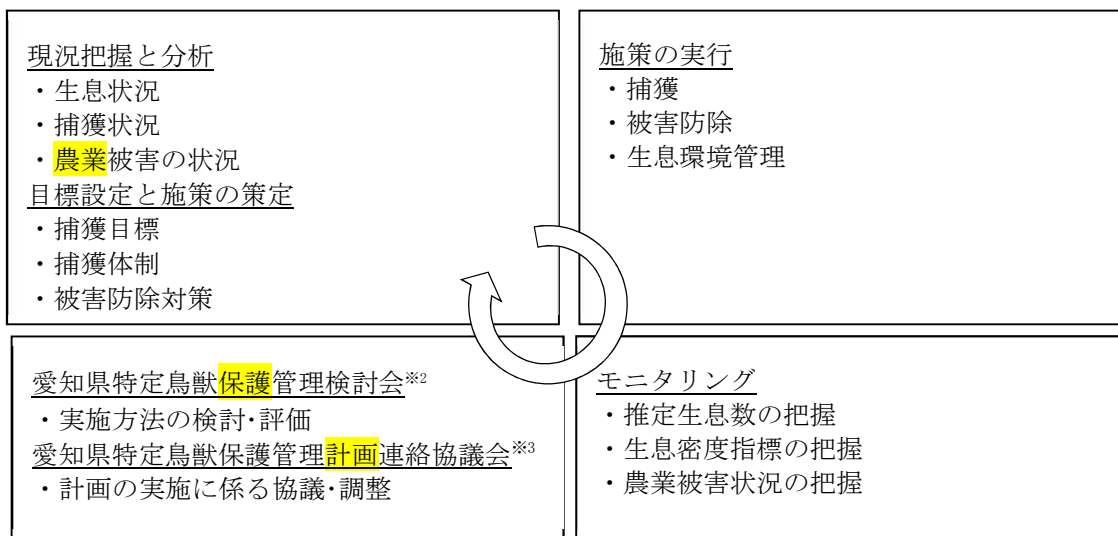


図 14 順応的管理

※1 順応的管理

順応的管理とは、自然の不確実性を踏まえ、知識や情報が十分でなくても目標設定・計画策定を行ったうえで対策を実施し、その結果をモニタリング調査で把握した事実によって評価し、再度目標設定・計画策定を行うという作業を繰り返すことで、よりの確な対応へと発展させていく管理手法。

※2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会（以下「検討会」という。）

科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。

※3 愛知県特定鳥獣保護管理計画連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）

関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関係機関（鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等）及び市町村、関係団体から構成され、特定計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について、協議・調整等を行う組織。

イ エリア管理

■エリア管理の内容を更新

イノシシの管理は、地域個体群ごとの保全の重要性と現在の被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましい。なお、田原市及び東浦町の移入個体群を除き、県内のイノシシはほぼ連続して一つの個体群を形成しており、その分布は拡大傾向にある。

イノシシは侵入初期段階での対策が重要であるため、現在分布が確認されていない地域においても、監視を徹底し、侵入に備える必要がある。このため対象区域は分布の有無等により区分することとし、分布が確認されていない予防エリア、在来個体群の分布が確認されている管理エリア、移入個体群の分布が確認され、その根絶を目指す根絶エリアの3種類に区分し、各エリアの状況に応じた施策を推進する（表 3、図 15）。

表 3 エリア管理

エリアの目標		対象区域	概要
予防 エリア	定着防止 農業被害の未然防 止	管理エリア、根絶エリア を除く市町村 (32 市町村)	分布が確認されていない地域 ・分布が確認された場合に迅速に 対応するため、区域に指定。 ・監視を徹底。
管理 エリア	農業被害の減少 生息数の減少	名古屋市、豊橋市、岡崎 市、瀬戸市、春日井市、 豊川市、豊田市、西尾 市、蒲郡市、犬山市、小 牧市、新城市、尾張旭 市、日進市、みよし市、 長久手市、幸田町、設楽 町、東栄町、豊根村 (20 市町村)	在来個体群の分布が確認されている地域 ・高い捕獲圧を継続。 ・防除対策、生息環境管理の実施。 ・分布の周辺域では監視を徹底。
根絶 エリア	移入個体の根絶 農業被害の未然防 止又は減少	田原市、東浦町 (2 市町)	移入個体群の分布が確認されている地域 ・根絶のための捕獲を継続

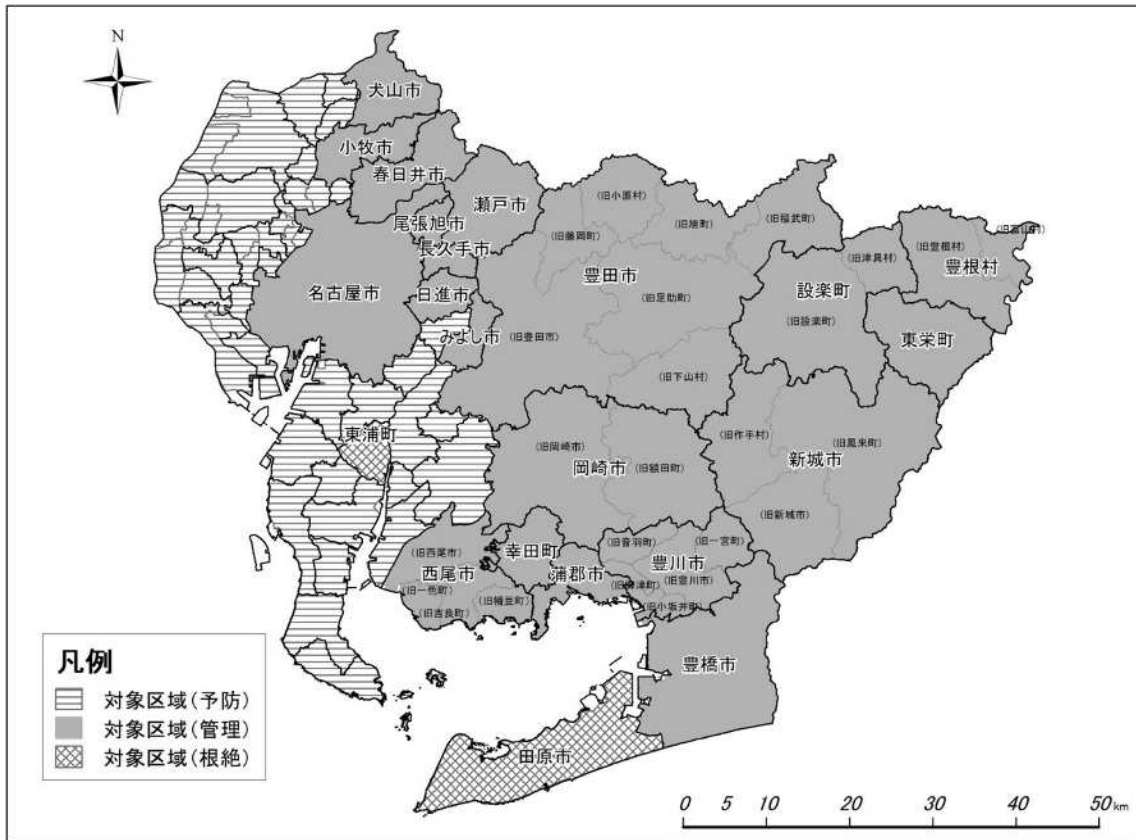


図 15 エリア区分図

① 予防エリア

イノシシの分布が確認されていない地域を予防エリアとする。当該エリアでは、管内や周辺市町村からのイノシシの生息に係る情報の収集に努めるとともに、迅速に対応できる体制を整備しておく。また、周辺市町村でイノシシの生息が確認されている場合は、生息環境整備等によりエリア内への侵入を未然に防止する。当該エリアでイノシシの在来個体群の分布が確認された場合は、管理エリアと同等の措置をとるものとし、捕獲等により定着の防止を図る。また、移入個体群の分布が確認された場合は、根絶エリアと同等の措置をとるものとし、捕獲による移入個体群の根絶を目指す。

予防エリアは管理エリア、根絶エリアを除く 32 市町村とする。

② 管理エリア

イノシシの在来個体群の分布が確認されている地域を管理エリアとする。当該エリアでは、農業等への被害防止を図るため、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。また、重点的な捕獲に加えて、防除対策、生息環境管理を地域ぐるみで実施することによって被害の未然防止又は減少を図る。管内に分布の最前線地域を含む場合は、当該地域での情報収集、捕獲等の対策を、重点的に実施するものとする。また、農業被害が特に大きい豊田市と岡崎市では、重点的な捕獲及び被害防除に係る対策を徹底する。

管理エリアは以下の 20 市町村とする。

名古屋市、豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、小牧市、新城市、尾張旭市、日進市、みよし市、長久手市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

③ 根絶エリア

イノシシの移入個体群の分布を確認されている地域を根絶エリアとする。当該エリアでは防除対策及び生息環境管理の実施により、農業被害の未然防止又は減少を図りつつ、管理エリアよりも高い捕獲圧をかけることにより、移入個体群の根絶を目指す。

根絶エリアは、以下の2市町とする。

田原市、東浦町

8 数の調整に関する事項

■内容の更新

(1) 捕獲目標数の設定

ア 前提

環境省及び農林水産省から 2011（平成 23）年基準で、2023（令和 5）年に半減を目指すという全国レベルの捕獲目標が示されている。本県にそれを当てはめると、2011（平成 23）年の生息数は 16,185 頭（階層ベイズ法の中央値）であるため、その半数の 8,082 頭が目指す数値となる。

ただし、階層ベイズ法による推定生息数は、2018（平成）年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、2020（令和 2）年度の実際の生息数は不明である。科学的な管理のためには、豚熱の影響を踏まえ、生息数の実態を明らかにしていく必要がある。

イ 捕獲目標

2022（令和 4）年 3 月現在では、具体的な捕獲目標数の設定は困難である。イノシシの生息数の実態は把握できていないが、豚熱によって減少した生息数が回復傾向にあるとの情報もあるため、引き続き高い捕獲圧をかけていく必要がある。そのため、近年の捕獲頭数や捕獲の担い手の現状等を考慮しつつ、毎年度、市町村実施計画の中で、目撃効率、捕獲効率、農業被害等の状況を踏まえ、積極的な被害防止に向けた目標数を設定する。

(2) 許可捕獲の推進

■許可捕獲の推進を追記

市町村を中心に、個体数調整、被害の防止（有害鳥獣捕獲）を目的とした許可捕獲を実施する。許可捕獲の実施においては、国及び県の補助金を活用し、捕獲従事者のインセンティブの確保に努めるものとする。また、法人に対する許可については、狩猟免許を有しない者が捕獲の補助をできるようにし、捕獲従事者の負担軽減を図る。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を進める。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせることで捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと（幼獣だけでなく成獣も）捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式かこいわなの活用が有効である。

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の活用

県は、生息状況、被害状況等を踏まえて、集中的かつ広域的な管理を図る必要があると認められる地区において、必要に応じて鳥獣保護管理法第 14 条の 2 の規定に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、別途、指定管理鳥獣捕獲等事業計画書を作成し、捕獲等の目標及び具体的な事業実施内容等を定めるものとする。

(4) 狩猟による捕獲の推進

■内容の更新

ア 狩猟期間の延長

本県における狩猟期間は、11月15日から2月15日までとなっているが、狩猟による捕獲圧を高めて生息数の減少を図るため、イノシシの猟期を1ヶ月延長して、11月15日から3月15日までとする。

なお、狩猟期間の延長にあたっては、狩猟事故防止のため、狩猟者や関係地域の住民等への周知啓発を行うものとする。

イ 特例休猟区における狩猟の実施

対象区域内的の休猟区については、イノシシの狩猟を求める特例休猟区に原則指定する。なお、2021（令和3）年度現在、県内に休猟区は存在しない。

(5) 人材育成、捕獲技術の開発

ア 捕獲の担い手の確保

捕獲の担い手の育成・確保を図るため、狩猟免許制度のPRに努め、狩猟免許試験を年2回程度開催する。PRに関しては、狩猟の魅力を伝えるイベントや、農業者の育成校を対象とした狩猟免許制度に係る出前講座を通して、幅広い層に向けた啓発を図るものとする。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大状況によっては、オンライン開催に切り替える等、開催方法について検討する。

近年わな猟免許を中心に、狩猟免許取得者が増加しているが、実際の捕獲に繋がらない場合も多く、捕獲の担い手を確保するうえで、大きな課題となっている。県は、免許取得者に向けた捕獲技術向上のための講習会を開催し、技術的な支援を行うなど、捕獲の担い手確保に向けた取組を推進する。

狩猟団体は、狩猟免許に係るイベントや講習会の開催等を通して、捕獲の担い手の確保・育成に努めるものとする。

県は、指導的な立場にいる狩猟免許所持者に対し、狩猟事故及び錯誤捕獲の防止、安全確保、法令遵守等について、指導を徹底するよう求める。

また、捕獲作業に際して、見回りへの協力や、生息情報の提供など地域ぐるみの捕獲の実現に向け、地域住民に向けた啓発、研修の実施を検討する。

イ 捕獲技術の開発

生息数を低減するためには、地域ごとのイノシシの生息密度及び移動や滞留の状態、狩猟者の高齢化・減少を踏まえ、従来よりも効率的かつ安全な捕獲方法を開発することが必要である。県農業総合試験場では、愛知式かこいわなを開発し、その活用に取り組んできたが、今後も引き続き新しい捕獲技術の開発に取り組むものとする。

9 被害防除対策及び生息環境管理に関する事項

■文章の一部変更

イノシシによる被害を防ぐためには、県、市町村、関係団体、住民等が連携して、計画的・継続的に被害防除対策及び生息環境管理を実施することにより、集落及び農地がイノシシにとって餌場ではないことを学習させ、その行動圏とならないようにすることが必要である。

また、これらの対策は局所的に実施しても十分な効果は期待されないことから、地域が一体となった長期的な取り組みを進める必要がある。

このため、鳥獣被害防止特措法に基づく地域対策協議会構成員（市町村、農協等）は、被害防除対策の計画作成、設置、その後の維持管理に至るまで、地域の活動をバックアップする。

(1) 被害防除対策

ア 電気柵の設置

電気柵は農地への侵入防止に効果的であることから、設置を推進する。効果及び安全性確保のために、必ず専用資材（電源、柵線、絶縁部品など）を使用し、自作しないようにする。設置に当たっては、柵下部や隙間等からの潜り込み及び急斜面からの飛び込み等により、イノシシに容易に侵入されないように注意する。また、漏電や電源不備を防ぐため、点検、草刈り、補修等の管理を定期的実施するほか、告知看板の設置による安全対策を講じる。鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく助成金等を活用し、できるだけ広範囲をひとつの区画で囲うなど、より効率的な設置を検討する。また、鳥獣被害防止特措法に基づく地域対策協議会構成員（市町村、農協等）は、地域住民の協働による維持管理体制の構築を推進する。

なお、ニホンジカを併せて防除する場合は柵線の段数をイノシシよりも増やして十分な高さを確保する。ニホンザルの同時防除のためには、両種に対する侵入防止効果が認められる柵設計（ワイヤーメッシュ柵＋電気柵、「おじろ用心棒」など）を導入する。

イ ワイヤーメッシュ等の大規模侵入防止柵の設置

ワイヤーメッシュや金網等による堅牢度の高い柵によって農地や集落の外周を囲い、イノシシの生息域と人間の生活場所を分断する。捕獲、生息環境管理、個別農地への侵入防止と組み合わせることで、高い被害防止効果が期待される。設置に当たっては、地域の合意形成を図り、十分な話し合いと現場検証を重ねて効果的な設置ルートを決めることが重要である。設置後は定期的な保守点検により効果を維持する必要がある、設置からその後の管理に至るまで、地域ぐるみで取り組むことが重要である。

(2) 生息環境管理

ア 鳥獣保護区について

県内の鳥獣保護区は、2021（令和3）年度で68箇所（20,266ha）が指定されており、イノシシの対象区域には、60ヶ所（19,423ha（予防エリアは除く。））が指定されているが、被害の現状を踏まえ、鳥獣保護区内での許可捕獲の実施も検討する。なお、生息状況の把握に努め、極端な生息数の減少がみられた場合は、保護に向けた施策を検討するが、当面の間は以下の生息環境の整備を重点的に実施する。

イ 生息環境の整備

次の環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げることにより、人の生活圏とイノシシの行動圏との分離に努める。

① 森林環境の改善

森林の管理者は、適切な森林施業や広葉樹の導入を図る施業の推進等を進め、生息地となっている森林の維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。

② 誘引物の除去

農地や集落周辺における耕作放棄地、藪・雑草等は、草地化してイノシシに餌場を提供するとともに、農地への誘引を助長する要因となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ごみ等はイノシシの食物となり、イノシシを誘引するため、農家及び地域住民等は適切に処分する。河川や水路が重要な移動経路となるため、除草、清掃による見通しの確保も重要である。また、住民が集落の状況を共同で点検し、組織的な対策を進めるためにはきっかけが必要である。そのため、行政の担当者が住民とともに集落を歩き、放置果樹、生ごみ等の問題点を認識させる、集落環境点検の実施について検討する。

■モニタリングをその他の項目から大項目として抽出

10 モニタリング等の調査研究

野生のイノシシやそれを取り巻く自然環境は未解明な点も少なくない。

順応的に科学的・計画的な管理施策を推進するため、表4に示す生息状況や農業被害状況等についてモニタリングにより評価・検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、各市町村が策定する実施計画の作成に資するものとする。

表4 モニタリング項目

調査・分析項目		目的	内容・方法等	実施者	時期
生息状況	個体数推定	分布・生息数の経年変化の把握	各種モニタリングデータを用いた階層ベイズ法による分析	県(自然環境課)	毎年
	狩猟実績(出猟カレンダー)	分布・生息数の経年変化の把握 密度指標の経年変化の把握	狩猟により捕獲した場所を生息情報マップ(5kmメッシュ)として作成するほか、市町村別にCPUEとWPUEを算出	県(自然環境課)	毎年
	捕獲実績(有害駆除)	被害実態の経年変化の把握	有害駆除を行った場所を被害情報マップ(5kmメッシュ)として作成	各市町村	毎年
	アンケート調査 聞き取り調査	分布・生息数の経年変化の把握	分布等を把握するアンケート調査、聞き取り調査	県(自然環境課)	5年毎
被害状況	農業被害調査	被害実態の経年変化の把握	市町村からの農業被害量・金額等の報告内容を精査するほか、農業被害の増減を5kmメッシュで把握	県(農業振興課)	毎年
防除対策	防除対策の効果	防除対策の評価	市町村からの報告内容を精査	県(農業振興課)	毎年
その他	狩猟者数動向調査	狩猟者数の経年変化の把握	免許発行数からの動向分析	県(自然環境課)	毎年
総括	総合分析	各モニタリング結果を総合的に評価しフィードバック	各モニタリング結果を一元管理し、総合評価を行った後、検討会に諮る	県(自然環境課)	毎年

1.1 その他管理のための必要な事項

(1) 計画の実施体制(図 16 参照)

管理を適切に実施していくため、行政、関係団体、地域住民が密に連携し、合意形成を図りながら計画を実施する。

ア 県の役割

① 特定計画の運用

鳥獣行政部局だけでなく、農政部局等の関係部局が連携して計画を運用する。また、毎年度に数回、連絡協議会及び検討会を開催し、前年度の短期モニタリング結果を踏まえ、前年度の施策の実施状況の共有、評価及び市町村が作成した当該年度の実施計画案の協議・検討を行う。

協議・検討の結果、特定計画における捕獲頭数の目標や個別施策等の見直しが必要となった場合には、順応的に見直しを行う。

また、指定管理鳥獣等捕獲等事業による広域的な捕獲を実施し、生息数の低減を図る。

② 市町村との連携

イノシシの管理のための捕獲や被害防止対策等は市町村が実施主体となることから、連絡協議会等を利用したモニタリング結果や他県事例等の情報提供や、人材育成のための各種研修の実施などにより支援を行い、連携して対策に取り組むこととする。また、情報交換を積極的に行い、生息状況、農業被害等に係る情報を早期に把握できるよう努める。

③ 関係機関との連携

イノシシは県境を跨いで分布しているため、隣接県と必要に応じて協議・調整し、実施計画の調整を図るとともに、生息状況等の情報交換を行うなど、隣接県との連携に努める。狩猟団体に対しては、捕獲の実施者として積極的かつ安全な捕獲の推進及び捕獲の担い手の確保について協力を求める。農業関係団体に対しては、それぞれの関係部局との情報交換を行い、農業被害の早期把握に努める。地域の大学などの研究機関と連携し、科学的・計画的な計画の実施に努める。

イ 市町村の役割

① 市町村実施計画の作成

管理エリア、根絶エリアの市町村は、毎年度、特定計画に基づき、生息環境整備、被害防除対策、捕獲頭数及びその根拠等を記載した市町村実施計画を作成する。なお、予防エリアの市町村は実施計画の作成は不要とするが、管内での分布が確認された場合は、実施計画を作成し、管理エリア又は根絶エリアと同等の対策を実施する。計画の作成にあたっては、毎年度次の関係情報を収集、把握し、施策の評価を行い、計画に反映する。

<関係情報（市町村別のモニタリング）>

- ・生息情報マップの作成（捕獲頭数、捕獲場所、性別、成獣幼獣の別等）
- ・被害状況マップの作成（農業被害の場所、種類、被害量、5km メッシュでの被害額の増減）
- ・被害防除対策の方法、実施結果、効果等
- ・生息環境の整備状況

また、捕獲頭数については、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に適切な捕獲頭数を設定する。

イノシシの地域個体群の管理にあたっては、その生息数を基本に考えることとなるが、その値には誤差を含んでいることにも留意する。

捕獲は、被害を減少させるために有効な手段であるが、地域の実情に応じて、他の加害獣の被害防除、生息環境管理を兼ねた対策、集落単位で行う地域独自の総合的な取り組み、新規開発された捕獲手段（わな等）の使用など独自対策も記載するよう努める。

なお、実施計画の作成にあたっては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

毎年度、連絡協議会及び検討会の協議・検討結果に基づき、当該年度の実施計画を作成し、ウェブページ等で公表する。

② 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲、被害防除対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従業者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。効率的な捕獲を推進するため、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

③ 市街地出没の対応

生息環境管理等により市街地出没を防止するとともに、市街地出没が発生した際は、住民からの目撃、出没情報の収集、住民への注意喚起を県や地元警察と連携して行う。

ウ 県及び市町村共通の役割

① 人材育成・確保体制

県及び市町村は、捕獲の担い手を確保するとともに、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成・確保し、施策の一貫性が保てるような体制を整備するよう努める。

また、以下に示す研修会の開催等により被害防除対策等について、技術的指導ができる人材の育成に努める。

- ・市町村、県等行政機関の鳥獣担当者に対する野生鳥獣全般に関する研修
- ・普及指導員等に対する被害防除対策及び人材育成等に関する研修
- ・農林業者、狩猟者、農協、森林組合等に対する鳥獣害対策の新技术等の紹介

エ 狩猟団体及び狩猟者の役割

■ 狩猟団体及び狩猟者の役割を追記

① 捕獲の実施等

本計画の目標、趣旨を踏まえ、市町村等関係機関に協力し、個体数調整、被害防止のための捕獲を実施するとともに、捕獲データの収集などを通して県等が実施するモニタリングへの協力を努める。必要に応じて、市町村の鳥獣被害対策実施隊に参加し、地域ぐるみの対策に協力する。また、狩猟団体は獣類の市街地出没や錯誤捕獲に係る対応への協力を努める。

② 人材育成、安全管理

狩猟団体は、狩猟に係るイベントや免許取得者に向けた技術支援を実施することなどにより、捕獲の担い手の確保に努める。また、所属会員に向けた安全確保に関する指導を徹底する。

オ 農業関係団体の役割

■農林業団体の役割を追記

① 農業者に対する指導等

市町村等と連携して被害発生地での現況に即した効果的な被害防除、生息環境管理が実施できるよう、指導、支援に努める。

② 情報交換

イノシシの目撃、被害に係る情報を収集し、必要に応じて市町村等に提供する。また、市町村等が実施する被害状況等の調査への協力に努める。

カ 集落及び地域住民の役割

■集落及び地域住民の役割を追記

① 被害防除対策としての防護柵の設置・管理

個々の農地は地域住民（農業従事者）が、集落全体は集落で主体的に実施する。ただし、個々の農業従事者の点的な対策の実施よりも、地域ぐるみで組織的・面的に対策を実施することが効果的な場合があるため、市町村等と連携して効率的な体制で実施する。

② 防護柵の設置や被害防除対策としての集落環境整備

防護柵の設置及び管理、藪の刈り払い、誘引物の除去は集落・地域住民が主体となって実施する。

③ 地域ぐるみの捕獲

必要に応じて狩猟免許を取得し、被害防除対策と併せて、自衛のための捕獲に努める。狩猟免許を持たない者が補助者として参加する捕獲を実施する場合は、安全確保に十分配慮し、積極的に協力する。

④ 目撃、出没情報の提供

イノシシの農地周辺や市街地での目撃、出没の情報を県や市町村に提供する。

(2) 地域に根ざした取り組みの充実

イノシシの対策では生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取り組みを地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市町村は、地域ごとの保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に関する啓発や、集落単位の防護柵の設置等の施策を実施することとする。

県は連絡協議会及び鳥獣被害防止特措法における地域協議会等を通じて被害防除対策に必要な指導助言を行う。

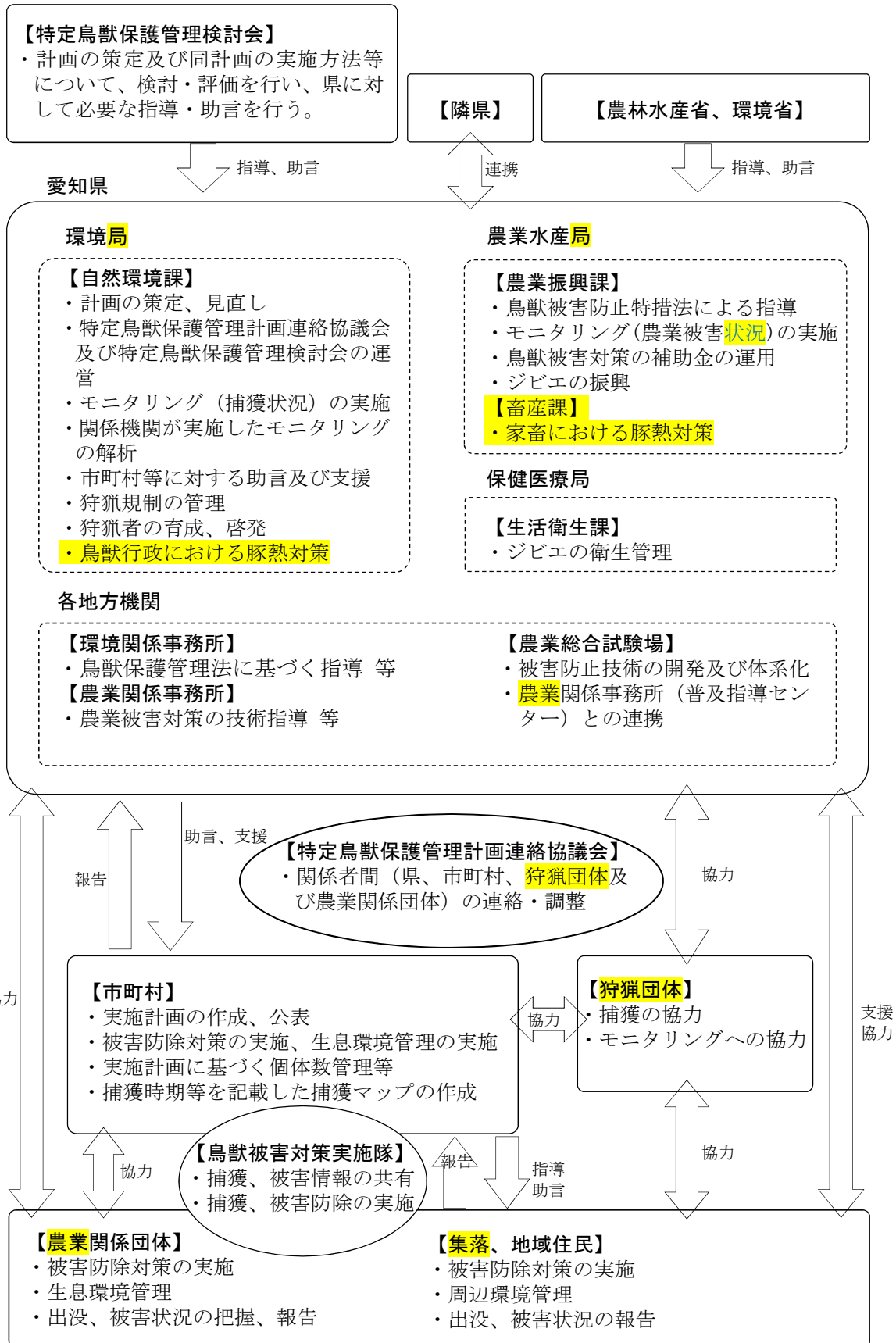


図 16 計画の実施体制図

(3) 年度別実施計画の作成

モニタリング結果及び年度別実施計画に基づく対策の実施報告をもとに、連絡協議会において実施状況の共有及び協議、検討会において当年度の評価を行い、翌年度の対策を検討する。

計画の最終年度までに実施した対策の総合的な評価を行い、必要に応じて次期計画の策定を行う。生息状況、被害状況及び防除対策の各モニタリングの評価・検討は、次のとおり行う。

- ・各種モニタリングデータをマップ（5kmメッシュ）に集約する。
- ・防除対策の効果等を評価する。
- ・課題及び改善点等を抽出し、その対応策について検討を行う。

(4) 市街地出没の防止等に係る対応について

■市街地出没の対応内容を更新

近年、他県ではイノシシが住宅地等に出没し、人身被害、交通事故等により住民の生活に支障を及ぼす事案が発生しており、本県でも今後同様の被害が増加する可能性がある。そのため、イノシシの出没を抑制するための対応、出没した時の対応について検討する必要がある。

ア 出没を防止するための対応

被害を予防する観点からは、モニタリングにより出没の兆候を把握し、出没を抑制することが重要である。また、出没を抑制するための対応としては、住宅地への誘引を防止することが効果的である。そのためには、山際や河川敷における藪の刈り払い等により侵入経路を遮断すること、餌付けを防止すること、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物を除去することなどの対策を組み合わせる必要がある。また、市町村は、地域住民に対して、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて周辺住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動ルートへの遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する必要がある。捕獲は、地元警察、市町村等により周辺住民の安全を確保した上で実施する必要がある。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に市町村及び警察等の関係機関や、狩猟団体等による体制の整備に努める。市町村は、地域住民に対して、市街地出没の情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

出没が続く場合は、住宅地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(5) 錯誤捕獲の防止等に係る対応について

■錯誤捕獲への対応を追記

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕

獲された場合に備え、狩猟団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

■飼育管理の徹底を追記

(6) イノシシ・イノブタの飼育管理の徹底

飼育下にあるイノシシ、イノブタについては動物の愛護及び管理に関する法律上の愛護動物とされ、所有者及び占有者は逸走を防止するために必要な措置を講じることとされている。家畜伝染病予防法では、家畜の悪性伝染病の発生予防や発生時における迅速なまん延防止対策を図るため、豚（イノブタを含む）、イノシシの所有者は、飼育頭数、飼養目的に関わらず、飼養衛生管理基準を守る義務があり、毎年飼養状況を管轄する家畜保健衛生所に報告する義務がある。被害地域の拡大の防止、豚熱のまん延防止の観点から、イノシシ、イノブタの逃亡を防ぐための飼育管理の徹底や放獣の禁止について、関係部局と連携して取り組むものとする。

■感染症および安全対策の実施を追記

(7) 感染症及び安全対策の実施

イノシシに係る感染症の中で、最も懸念すべきものは豚熱及びアフリカ豚熱である。

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、今後も生息密度の低減を目指した捕獲や、経口ワクチンの散布等の対策を継続する必要がある。なお、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域へ豚熱ウイルスを拡散させるおそれがある。そのため、環境省と農林水産省が共同で作成した「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、狩猟者や捕獲従事者に指導を行う。

また、アフリカ豚熱に関してはこれまで国内での感染事例はないが、アジア地域で急速に拡大し、国内へ侵入するリスクが高まっていることから、豚熱と共通の防疫措置を徹底するとともに、発生時に備え連絡体制等を整備しておく必要がある。

なお、人獣共通感染症にも十分注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）^{※1}等のダニ媒体の感染症、また、解体作業をした手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫^{※2}、E型肝炎^{※3}等がある。

県及び市町村は、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者や狩猟者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

■参考文献

※1 国立感染症研究所・厚生労働省健康局結核感染症課。2019. <特集>重症熱性血小板減少症候群（SFTS）2019年6月現在。病原微生物検出情報，40（7）111-126。

※2 佐藤宏。2005. 人獣共通感染症としての回虫症—アライグマ回虫症を中心に—，51（8）：177-186. モダンメディア。

※3 池田秀利。2014. E型肝炎 Hepatitis E 獣医公衆衛生学教育研修協議会（編） 獣医公衆衛生学Ⅱ 文永堂出版 pp. 49-51。

高井信二・門平睦代・青木博史・村田浩一・前田健・小野文子。2015. 食の安全・安心にかかわる最近の話題 特集 野生鳥獣肉の安全性確保に関する研究，61（6）：177-178. モダンメディア。

■豚熱の内容を追記

(8) ジビエの振興等活用対策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、2018（平成30）年度に県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図る。また、豚熱のまん延を防止する観点での指導に関しても引き続き実施する。

なお、イノシシを食肉として流通させるためには、食品衛生法に基づく許可施設における解体処理が必要であり、県内には8施設の許可施設がある。

(9) 情報の収集・普及啓発等

県及び市町村は、関係者の協力のもと、イノシシの生態及び行動、生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況、被害対策事例、被害防除技術等についての情報を把握、収集し、広く県民に提供することにより、イノシシの管理について県民への普及啓発に努める。普及啓発の際は、本計画の概要版を活用するなど、わかりやすい形での情報発信に努める。

資料編

目 次

1 基本情報	資-1
(1) 生態	資-1
(2) 生息分布	資-3
(3) 自然環境	資-5
(4) 土地利用状況(農林業の状況)	資-7
2 アンケート調査	資-9
(1) 調査の概要	資-9
(2) 調査方法	資-9
(3) 調査結果	資-10
4 データ集	資-14
(1) 農業被害	資-14
(2) 市町村別捕獲数の推移	資-16
(3) 捕獲努力量あたりの捕獲効率 (CPUE) 及び目撃効率 (WPUE) の推移	資-17
(4) 狩猟期間の延長による効果	資-18
(5) 防除対策、生息環境管理の実施状況	資-19
(6) 鳥獣保護区の指定状況	資-20
5 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の策定状況	資-21
6 第二種特定鳥獣管理計画 (イノシシ) の経緯	資-22

1 基本情報

(1) 生態

ア 生息環境

食物供給が豊かで草本や低木の茂みが多く存在する環境を好む。一般に常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、里山の二次林、低山帯と隣接する水田、農耕地、平野部に広く生息する。なお、イノシシは積雪に影響を受け、積雪深 30cm（肢関節の高さ）以上の日数が 70 日以上続く地域にはほとんど生息しない。

イ 形態

全身褐色または暗黒色の剛毛で覆われ、鼻の先端は円盤状となる。尾が長く、耳介は小さい。指の数は前後ともに 4 本で、2 個の蹄を持つ。犬歯はよく発達し終生成長を続け、特に雄では牙となる。臭腺は無い。生まれたばかりの個体は白又はベージュ色の縞模様が入り、ウリボウと呼ばれる。この縞模様は生後 3 か月から頃から消え始め、個体により半年～1 年で完全に消える。

ウ 食性

雑食性で、反芻胃は持たず、地表から地中にかけての各種の植物（クズ、ヤマイモ、ススキ等の根茎や各種の葉、果実等）及び動物（昆虫類、ミミズ、タニシ、カエル、ヘビ等）を掘り返して採食する。春にタケノコ、夏から初秋に双子葉植物、秋に堅果類や動物質、晩秋～冬に根茎類等の採食が多くなる。また、農作物では穀類（稲、トウモロコシ、麦、豆類等）、野菜類（芋類、ダイコン、カボチャ、ニンジン、タケノコ等）及び果物（ミカン、カキ、ナシ、クリ等）等を採食する。

エ 繁殖

交尾期は晩秋から冬であり、出産期は春から秋である。通常 1 年に 1 回出産するが、出産の失敗や出産した仔を早く失った場合は、再度発情、交尾して秋に出産することもある。妊娠期間は約 120 日、多仔出産で、産仔数の平均は 4.5 頭である。初産齢は 1～2 歳であるが、栄養状態がよく成長が早い個体はこれより早く発情することもある。繁殖は基本的に毎年繰り返す。若齢での生存率が低く、特に離乳する生後約 3 ヶ月頃までには、生まれた子の約半数が死亡する。最長寿命は雌雄ともに 10 歳以下であり、5 歳を超える個体はほとんどいない。初期死亡率は高いが、初産が早く、かつ多仔出産であるため、繁殖力は強い。特に里山では餌が豊富であるため、複数の個体との共存が可能であり、個体数が増加しやすい。

近年、一部地域で、ブタと交雑したイノシシが確認されており、遺伝子汚染による繁殖力の増加が懸念されている。

オ 行 動

群れ生活を営むが、通常、雄と雌は別々に活動する。雄は1～2歳で母親のもとを離れ、小さな群れを作るか、単独生活を行う。雌の群れサイズは20頭を越えることはない。一夫多妻制の社会で、雄は交尾期に雌の群れに入るが、恒常的なハレムは作らない。雄は交尾期に牙を使って激しい闘いを行う。

行動域は数十 ha から数百 ha 程度との報告があるが、特定のなわばりを持たない。性質は臆病で警戒心が強いため、一般には夜間及び朝夕の薄暮期に活動するが、危険がない場合は昼間も活発に活動する。すみかは、楕円形のくぼ地に落ち葉等を敷いて作る。出産期や冬季には草や木の枝で屋根のあるすみかをつくる。嗅覚、聴覚、運動能力、学習能力に優れ、1 mを超える高さを飛び越え、障害物の下をくぐり抜け、鼻の力も強い。

(2) 生息分布

ア 1978（昭和 54）年度以降の変化

環境省が実施した「自然環境保全基礎調査（第 2 回及び第 6 回）」結果によるイノシシの分布域を図 1 に示す。

赤色の網目は第 2 回調査（1978（昭和 53）年～1979（昭和 54）年度に実施）でのみ、黄色の網目は第 6 回調査（2000（平成 12）年度に実施）でのみ、緑色の網目は第 2 回及び第 6 回調査の両方でイノシシの生息が確認された地域を示している。

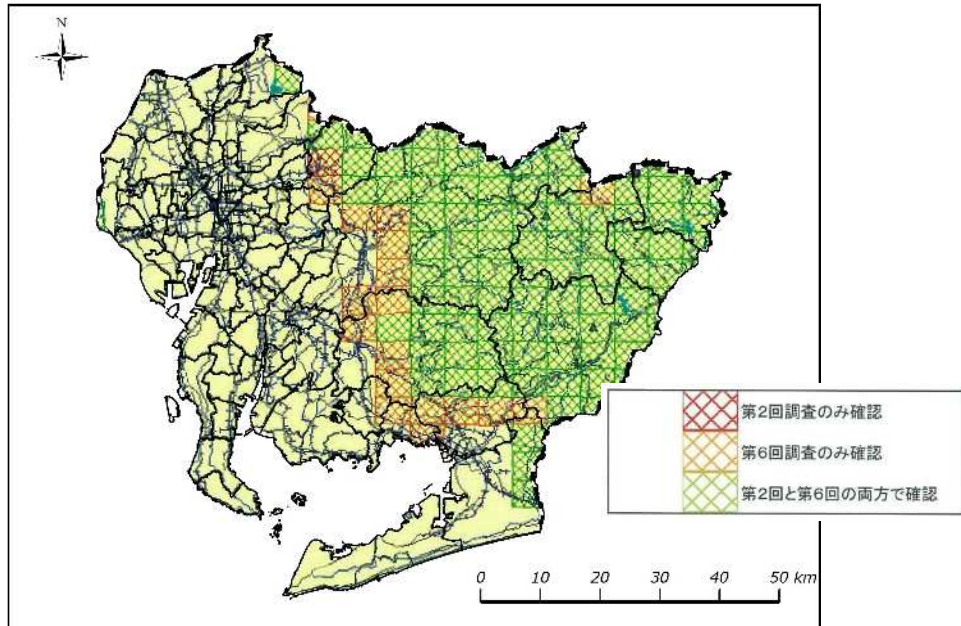
1970 年代後期には既に、北は岐阜県及び長野県、南は静岡県から愛知県へと連続した広がりを見せれていた。愛知県においては県東部の広い範囲に分布し、隣県から連続する分布域の南西端に位置する。1979（昭和 54）年度から 2000（平成 12）年度にかけて、図 1 の黄色の網目で示されるように、県内の平地に近い地域にまで分布域を広げている。

イ 2005（平成 17）年度以降の変化

本県が 2005（平成 17）年度から 2020（令和 2）年度にかけて、5 年毎に実施したアンケート調査及び聞き取り調査結果によるイノシシの分布域を図 2 に示す。

2005（平成 17）年度から 2010（平成 22）年度にかけては、犬山市（隣接県から生息域が拡大してきたと考えられる）、幸田町及び田原市（旧田原町、旧赤羽根町、旧渥美町）等の市町で生息情報が増加する等、県北西部及び南西部へ生息域を広げている。

2010（平成 22）年度から 2020（令和 2）年度にかけては、豊川市（旧音羽町、旧豊川市）及び豊橋市等の南方向へ生息域を拡大している。



出典：「第2回及び第6回自然環境保全基礎調査」（環境省）

図1 生息分布域（1978・1979年度、2000年度）

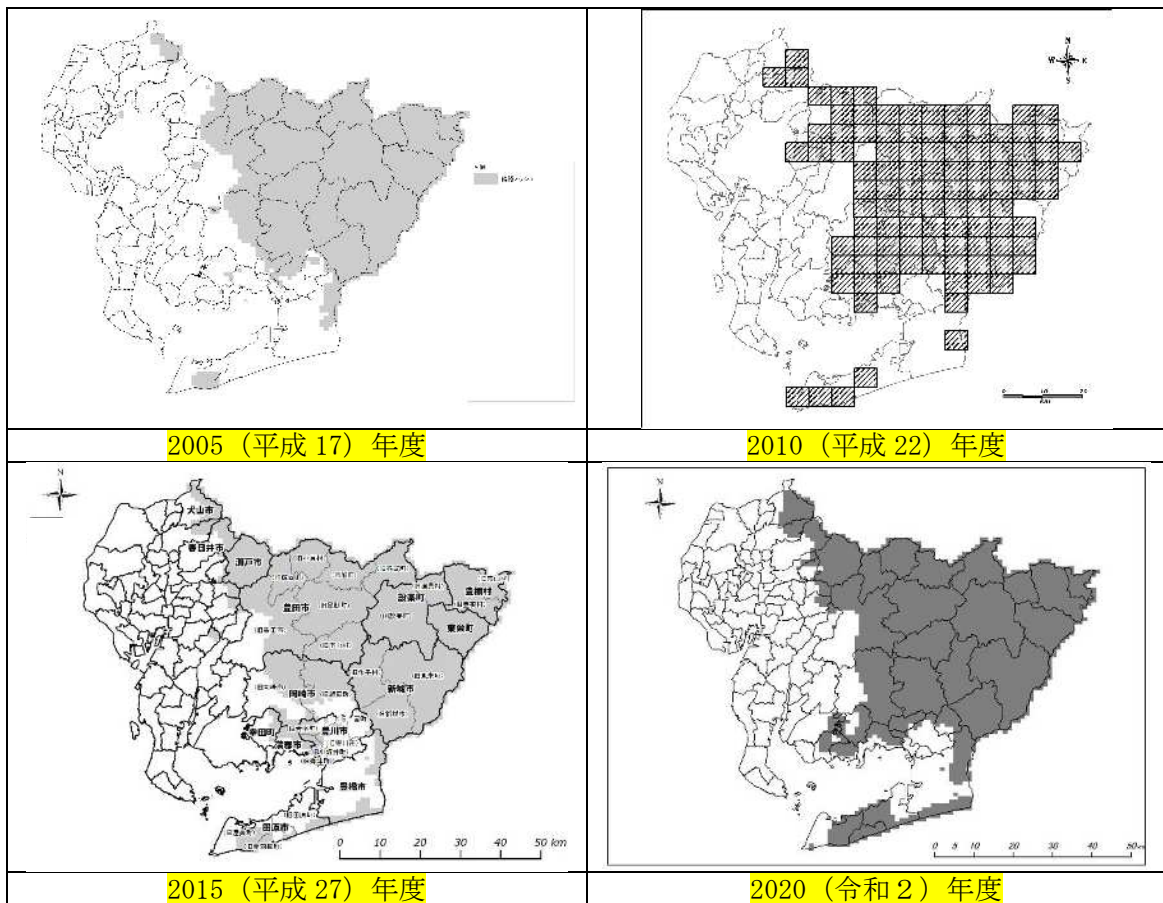


図2 分布域の推移

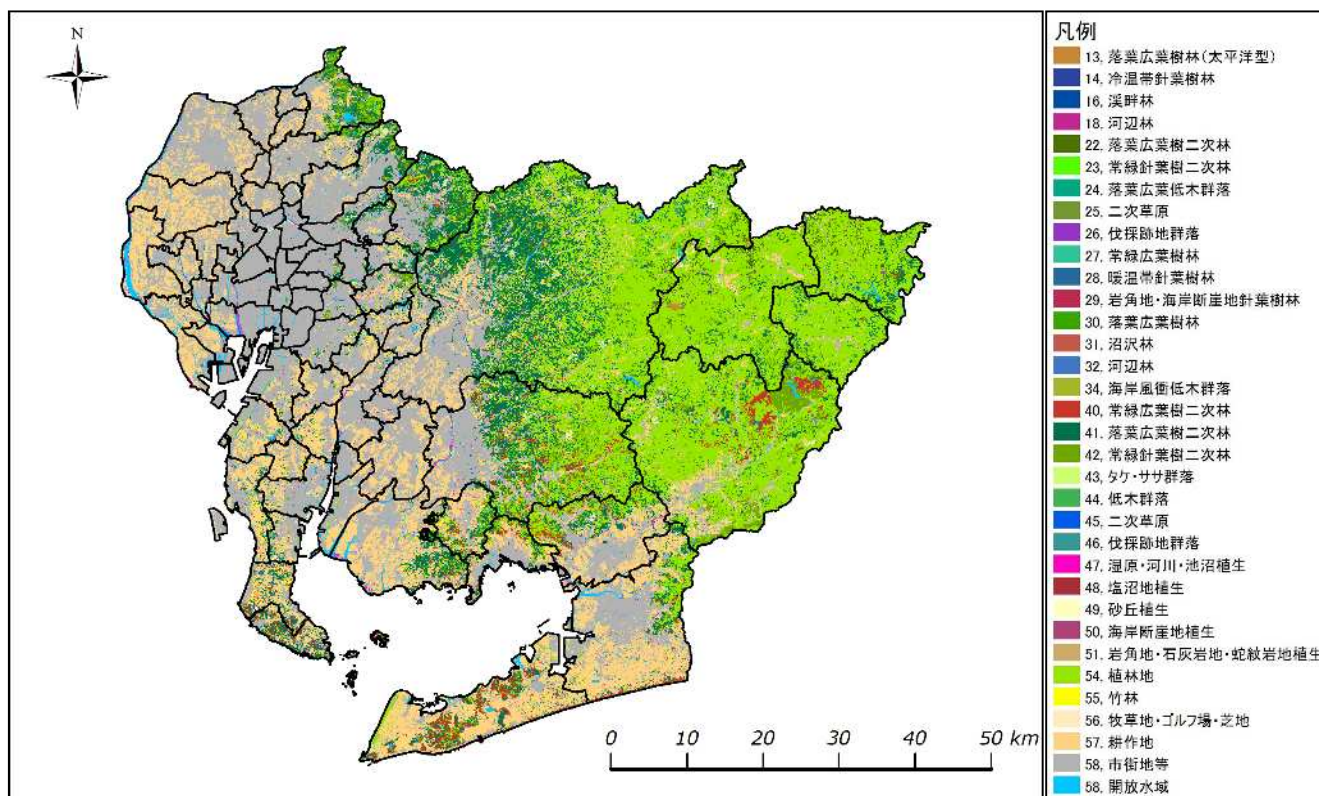
(3) 自然環境

愛知県の現存植生を図 3、標高区分を図 4 に示す。

県の北東部は山地が発達し、スギ・ヒノキ等の植林地が広く分布しており、その中には落葉広葉樹林及び低木林・アカマツ林等の二次林が点在している。植林地の西端には南北に二次林が帯状に分布しており、かつて薪炭林として利用された里山あるいは里山ベルトと呼ばれる地域である(図 5 参照)。これらの里山は、中山間地域と平地との緩衝帯としての役割も担っている。

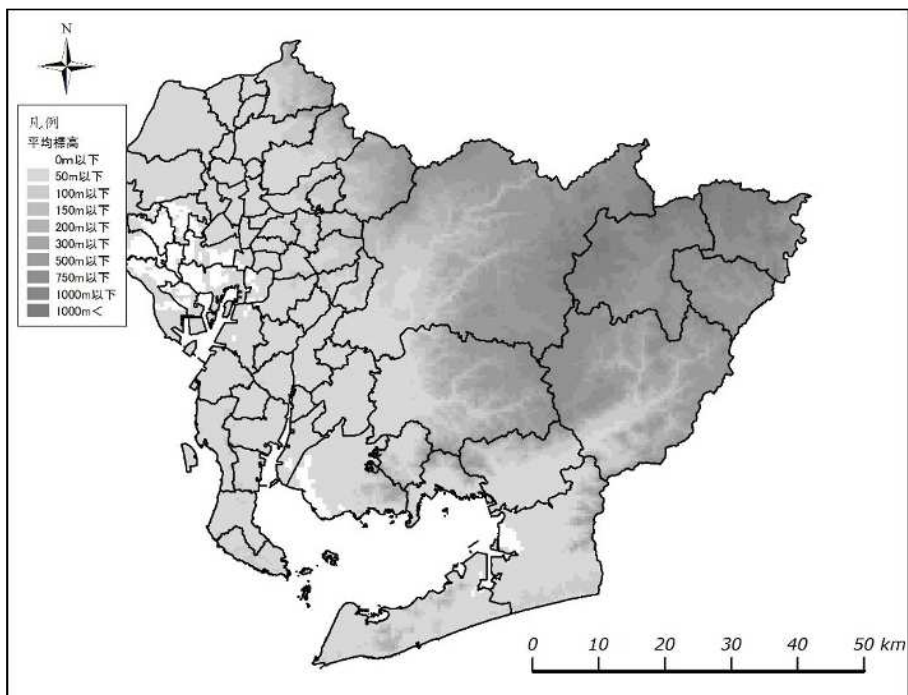
かつて里山地域における農林業及び狩猟等が盛んな時期には、里山地域が人の生活圏とイノシシの行動圏との境界域となり、人とイノシシの棲み分けが成り立っていた。しかし、近年、里山の利活用の機会が減少し荒廃するにつれ、イノシシはその分布域を里山へと拡大してきた。

里山周辺には森林以外にも農地、耕作放棄地、竹林等、イノシシにとって栄養価の高い食物(農作物、ミミズ、タケノコ等)が豊富に存在する。里山はイノシシの好適な生息環境となりつつあり、今後、里山での生息数の増加、さらには里山に隣接した平地の農地や市街地への出没が懸念される。



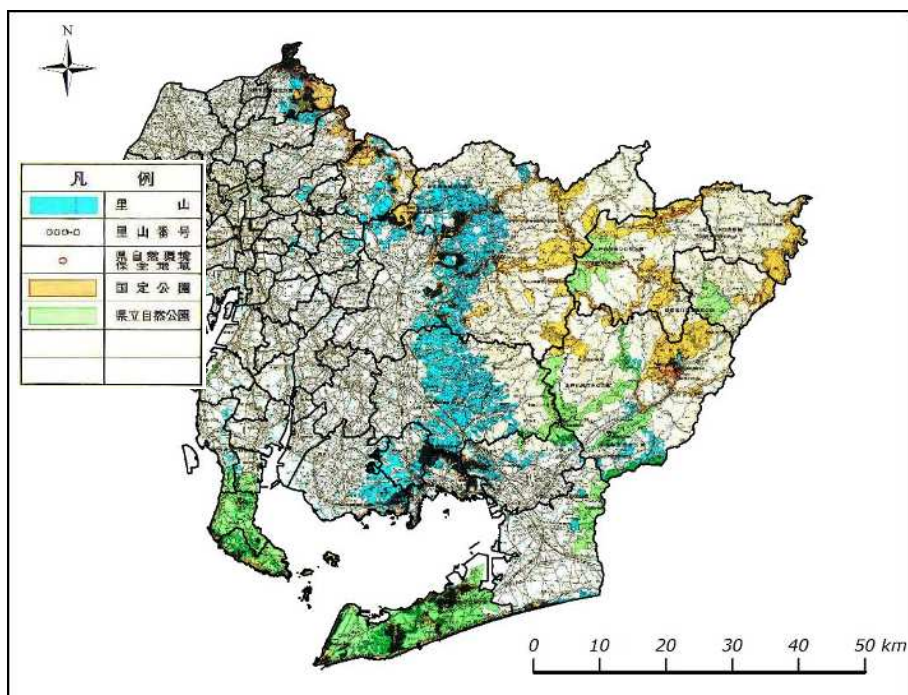
出典：「環境省自然環境局生物多様性センター」(環境省ウェブサイト)

図 3 愛知県の現存植生



出典：「国土数値情報 標高・傾斜度4次メッシュデータ」（国土交通省、2009（平成21）年）

図4 愛知県の標高区分



注) この図では、標高300m以下の二次林を主体とした地域で、概ね100ha以上のまとまりのある地域を里山と表示している。

図5 愛知県里山マップ

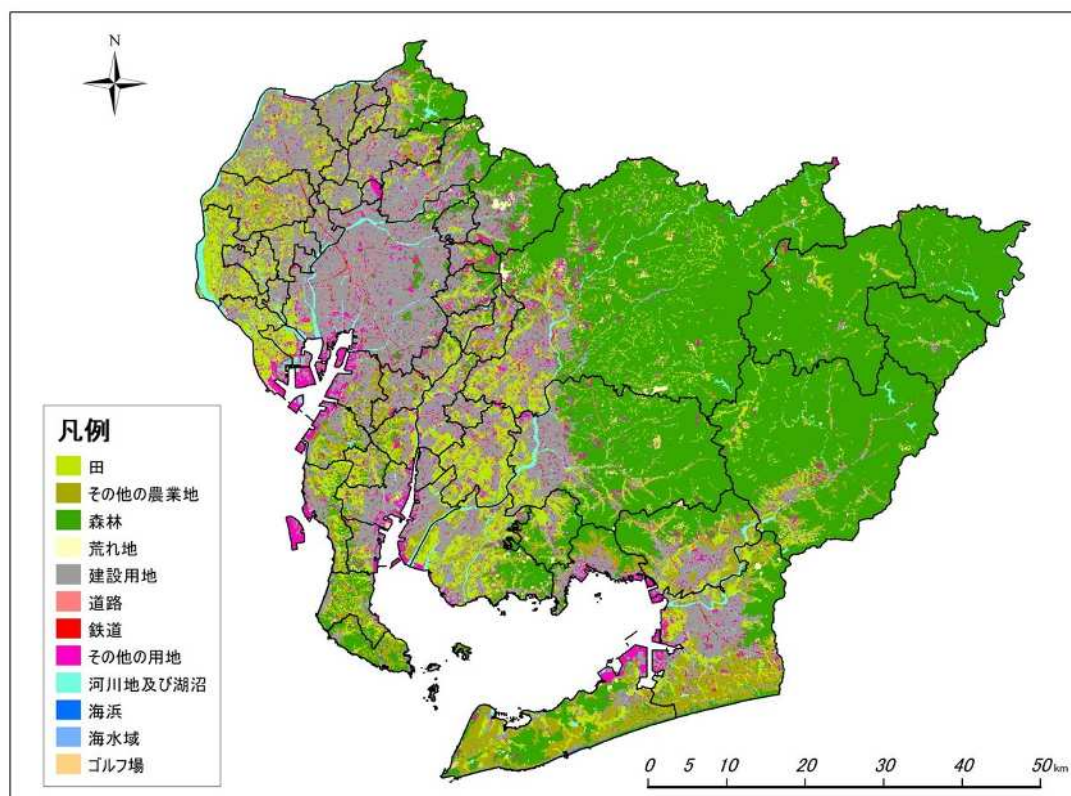
(4) 土地利用状況(農林業の状況)

愛知県の土地利用区分を図 6 に示す。

愛知県内におけるイノシシの分布域は大部分が森林である。これらの森林は、北は岐阜県及び長野県の県境、東は静岡県との県境と接する県北東部を中心に、西は瀬戸市、豊田市（南西部）及び岡崎市付近、南は豊川市及び新城市付近まで広がっている。

森林の内訳は表 1 のとおり、旧北設楽郡※を中心に県東部では人工林の割合が高く、新城市、設楽町、東栄町及び豊根村において、その割合は 70% を超える。一方、図 5 のとおり、森林の輪郭を構成する里山では、瀬戸市、豊田市及び岡崎市において、広葉樹林の割合が 3 割～5 割程度となっており、イノシシの好む環境にあると考えられる。また、里山は中山間地域に比べて竹林も多く、タケノコはイノシシの春の主要な食物となる。さらに、里山や中山間地域の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、イノシシの被害を受けやすい形態をしている。

近年、全国的にこのような地域における耕作放棄地の増加が報告されており、耕作放棄地の増加が、イノシシによる農業被害の増加、さらにはイノシシの生息数増加及び分布域拡大に拍車をかけていると考えられている。さらに鳥獣害の発生が農家の耕作意欲を減衰させ、耕作放棄地の発生につながるという悪循環となっている。また、農業従事者の高齢化及び中山間地域の過疎化等により、今後、中山間地域を中心に耕作放棄地の一層の増加が懸念される。



出典：「国土数値情報（土地利用メッシュ）」（国土交通省 [ウェブページ](#)）

図 6 愛知県の土地利用区分（2016（平成 28）年度）

※ 旧北設楽郡域とは、設楽町、東栄町、豊根村及び豊田市のうち旧稲武町を示す。

表 1 市町村別、林種別森林（民有林）等面積（2019（令和元）年度）

単位：ha

計画区域 市町村名*	地域森林 計画対象 森 林	立木地								竹林		無立木地	
		針葉樹		広葉樹		人工林		天然林					
1 名古屋市	920	576	62.6%	256	27.8%	334	36.3%	498	54.1%	48	5.2%	40	4.3%
2 豊橋市	3,058	2,654	86.8%	317	10.4%	2,221	72.6%	751	24.6%	19	0.6%	67	2.2%
3 岡崎市	22,644	15,694	69.3%	6,512	28.8%	13,290	58.7%	8,917	39.4%	215	0.9%	222	1.0%
4 瀬戸市	5,547	2,788	50.3%	2,574	46.4%	2,207	39.8%	3,155	56.9%	28	0.5%	157	2.8%
5 春日井市	1,544	978	63.3%	509	33.0%	453	29.3%	1,034	67.0%	20	1.3%	37	2.4%
6 豊川市	5,680	5,014	88.3%	566	10.0%	3,910	68.8%	1,670	29.4%	37	0.7%	63	1.1%
7 豊田市	61,153	37,505	61.3%	21,536	35.2%	35,150	57.5%	23,890	39.1%	1,141	1.9%	972	1.6%
8 西尾市	2,482	576	23.2%	1,680	67.7%	421	17.0%	1,835	73.9%	155	6.2%	72	2.9%
9 蒲郡市	1,714	1,311	76.5%	391	22.8%	949	55.4%	753	43.9%	8	0.5%	5	0.3%
10 犬山市	2,214	1,462	66.0%	697	31.5%	381	17.2%	1,779	80.4%	31	1.4%	24	1.1%
11 小牧市	657	382	58.1%	225	34.2%	224	34.1%	382	58.1%	22	3.3%	29	4.4%
12 新城市	40,570	31,716	78.2%	8,371	20.6%	30,277	74.6%	9,811	24.2%	147	0.4%	336	0.8%
13 尾張旭市	283	188	66.4%	87	30.7%	170	60.1%	105	37.1%	3	1.1%	5	1.8%
14 日進市	615	432	70.2%	128	20.8%	401	65.2%	160	26.0%	45	7.3%	10	1.6%
15 田原市	5,303	4,284	80.8%	859	16.2%	3,387	63.9%	1,756	33.1%	12	0.2%	147	2.8%
16 みよし市	145	74	51.0%	62	42.8%	40	27.6%	97	66.9%	1	0.7%	7	4.8%
17 長久手市	406	319	78.6%	55	13.5%	270	66.5%	103	25.4%	18	4.4%	14	3.4%
18 東浦町	139	85	61.2%	44	31.7%	27	19.4%	102	73.4%	9	6.5%	1	0.7%
19 幸田町	2,418	886	36.6%	1,397	57.8%	711	29.4%	1,571	65.0%	88	3.6%	48	2.0%
20 設楽町	19,210	15,858	82.6%	3,162	16.5%	15,572	81.1%	3,448	17.9%	15	0.1%	176	0.9%
21 東栄町	11,207	9,359	83.5%	1,727	15.4%	9,259	82.6%	1,827	16.3%	10	0.1%	111	1.0%
22 豊根村	14,451	11,063	76.6%	3,307	22.9%	10,992	76.1%	3,378	23.4%	8	0.1%	73	0.5%

※ 管理エリア及び根絶エリアの市町村のみ掲載。

出典：「2019年度 愛知県林業統計書」（愛知県農林基盤局林務課、2021（令和3）年度）

表 2 地区別地目別面積（2020（令和2）年度）

単位：ha

地区等 地目	愛知県	名古屋	尾張	西三河	東三河
農地 (構成比)	74,200 (14.4%)	995 (3.0%)	29,600 (17.5%)	22,900 (13.0%)	21,700 (12.6%)
森林 (構成比)	218,053 (42.2%)	970 (3.0%)	18,416 (10.9%)	90,561 (51.5%)	109,075 (63.3%)
原野等 (構成比)	174 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	90 (0.1%)	84 (0.0%)
水面・河川・水路 (構成比)	23,316 (4.5%)	1,529 (4.7%)	10,279 (6.1%)	7,685 (4.4%)	5,351 (3.1%)
道路 (構成比)	41,453 (8.0%)	6,272 (19.2%)	21,726 (12.9%)	11,227 (6.4%)	8,500 (4.9%)
宅地 (構成比)	97,654 (18.9%)	17,408 (53.3%)	59,547 (35.3%)	23,702 (13.5%)	14,405 (8.4%)
住宅地	58,383	11,006	35,816	14,442	8,124
工業用地	13,047	970	6,471	4,435	2,140
その他の宅地	62,151	5,432	17,259	4,825	4,140
その他 (構成比)	62,151 (12.0%)	5,477 (16.8%)	29,266 (17.3%)	19,653 (11.2%)	13,231 (7.7%)
行政面積 (構成比)	516,987 (100.0%)	32,645 (100.0%)	168,820 (100.0%)	175,819 (100.0%)	172,347 (100.0%)

注) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計（行政面積等）が一致しない場合がある。

出典：「土地に関する統計年報 2020年版」（愛知県都市整備局都市計画課、令和3年）

2 アンケート調査

(1) 調査の概要

イノシシの生息分布・生息数・被害分布等の推定並びに管理に必要な知見を得るため、以下の情報をアンケートにより調査した。

- ・目撃・捕獲等に係る場所・生息数・生息数推移（増減傾向）
- ・農林業被害及び生態系被害（植生等）に係る場所・被害対象物・被害量、具体的防除対策状況 等

(2) 調査方法

調査範囲は、愛知県全域（ただし、離島は除く。）とし、「アンケート調査票」及び「地形図」（縮尺：1:50,000 程度）を調査対象者に送付し、記入されたものを郵送により回収した。なお、地形図への記載に際し、アンケート調査票への記載と整合するように具体的な記入方法を示した凡例を提示した。

調査対象は、関係機関として市町村（鳥獣・農林業等部局）、森林組合及び農業協同組合、個人として鳥獣保護管理員、狩猟団体会員の 500 件とした。

また、対象地域（市町村・メッシュ等）に偏りが生じないように配分した。

アンケート調査の概要について、表 3 に示す。

表 3 アンケート調査の概要

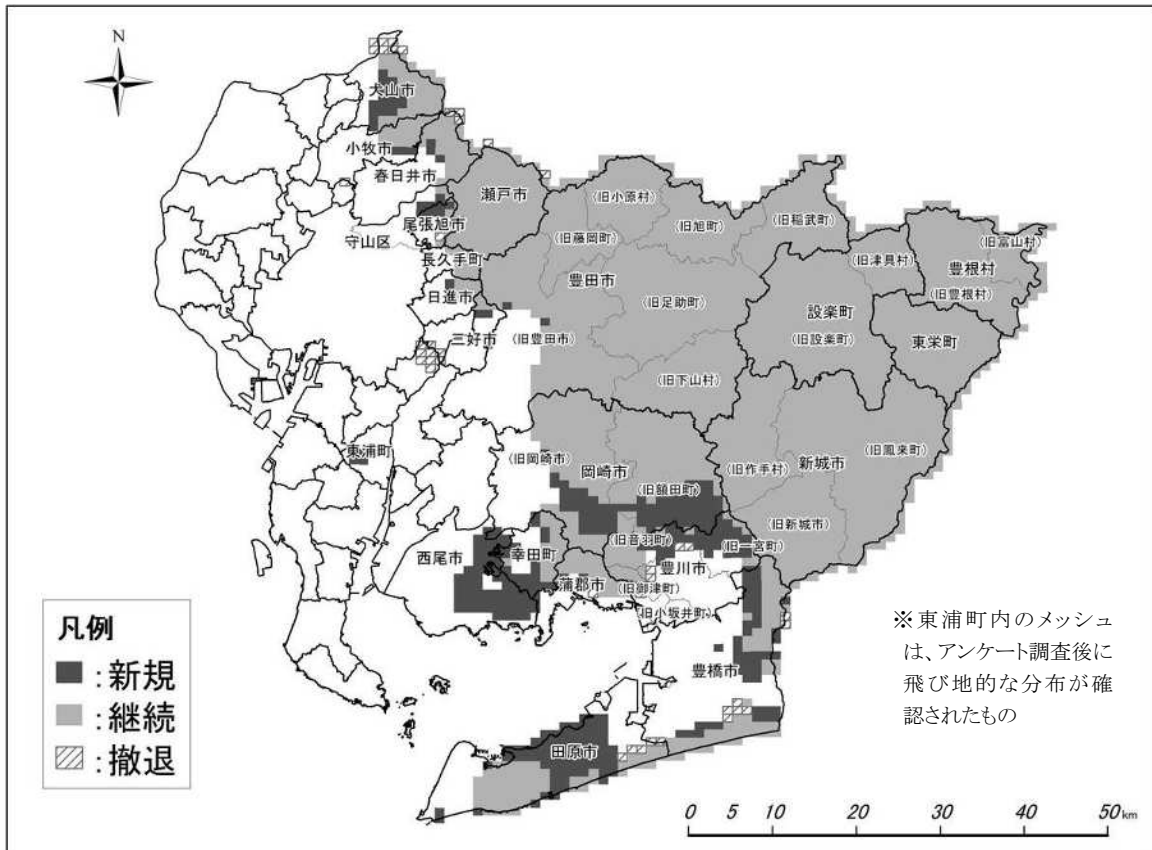
区分		発送部数	返送部数	回収率
関係機関	市町村	81	59	73%
	森林組合	7	5	71%
	農業協同組合	44	16	36%
個人	鳥獣保護管理員	52	40	77%
	狩猟団体会員	316	191	60%
総計		500	311	62%

(3) 調査結果

以下に各設問及び回答の概要を示す

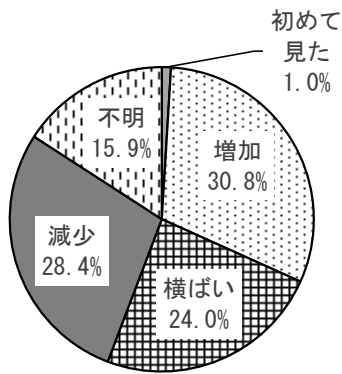
ア 生息数・生息分布

問 イノシシを目撃、捕獲した場所を教えてください。

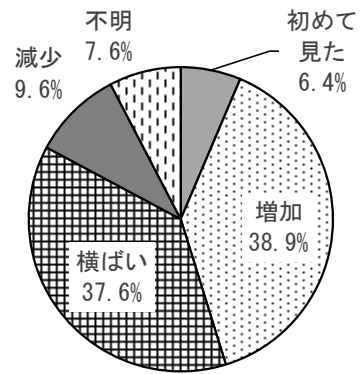


分布状況 (本編にも記載)

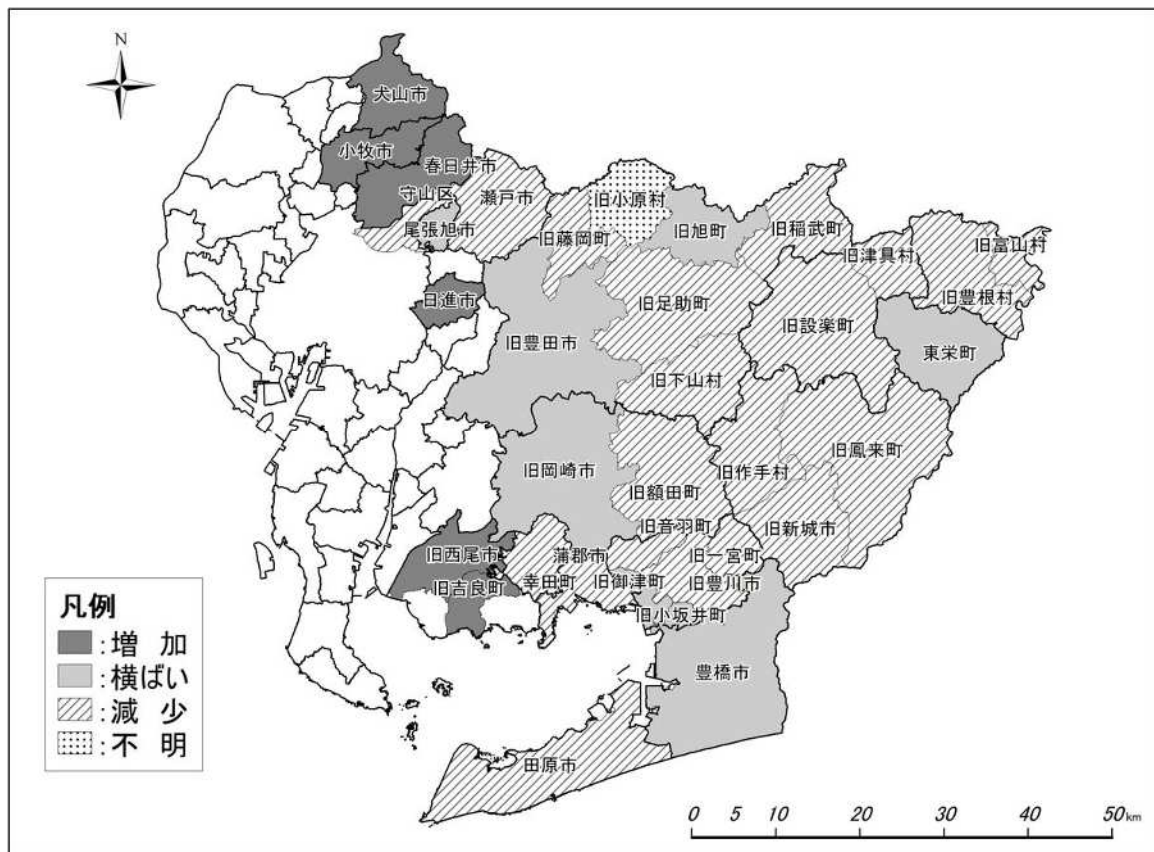
問 目撃、捕獲されたイノシシについて生息数変化を教えてください。



今回調査 (2020 (令和 2) 年度)

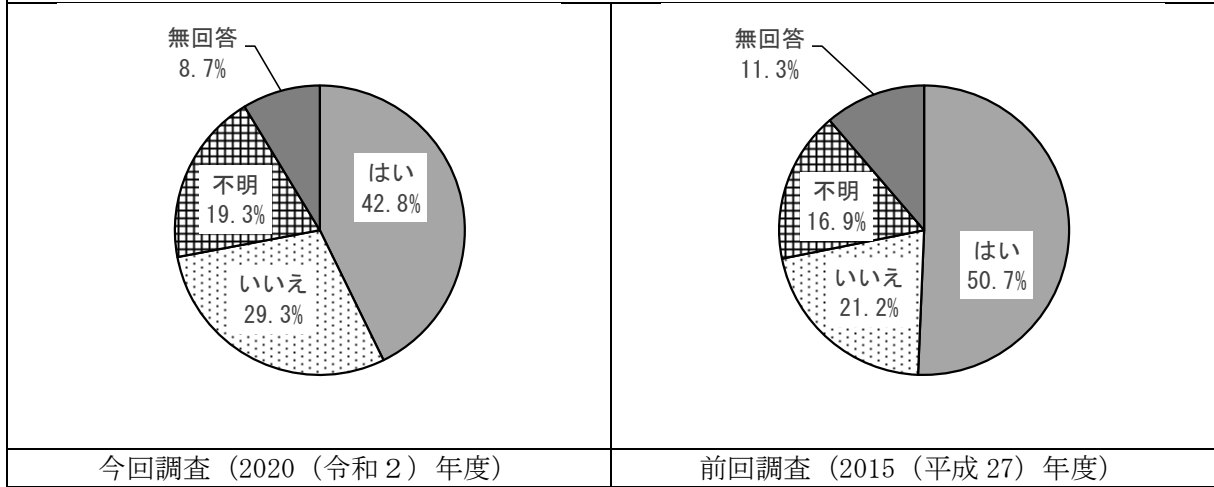


前回調査 (2015 (平成 27) 年度)

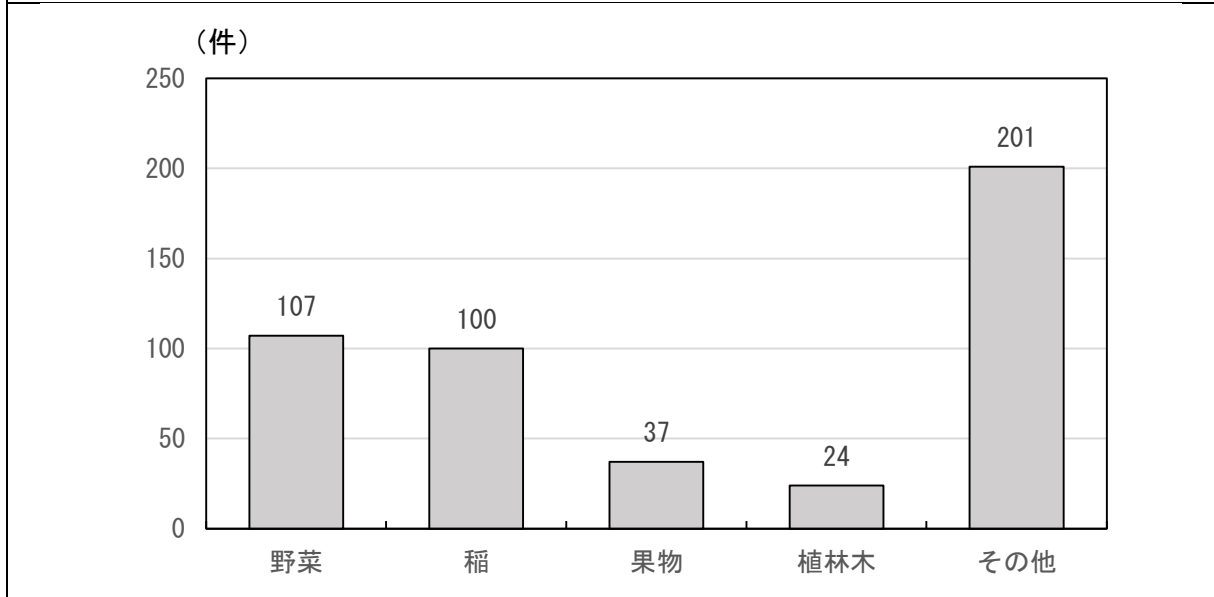


イ 農林業被害

問 最近2～3年の間、地域周辺で農作物等の被害は増えていますか。

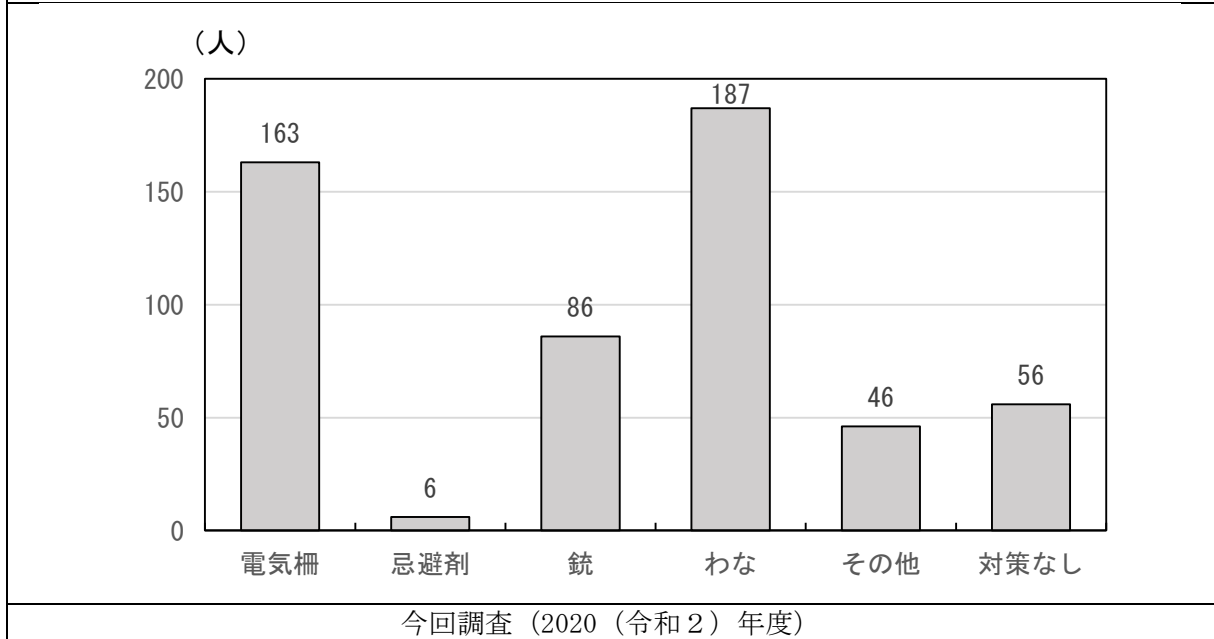


問 過去一年間の農作物や植林木被害の状況について、被害のあった農作物等を教えてください (ご自身以外の方でも可)。

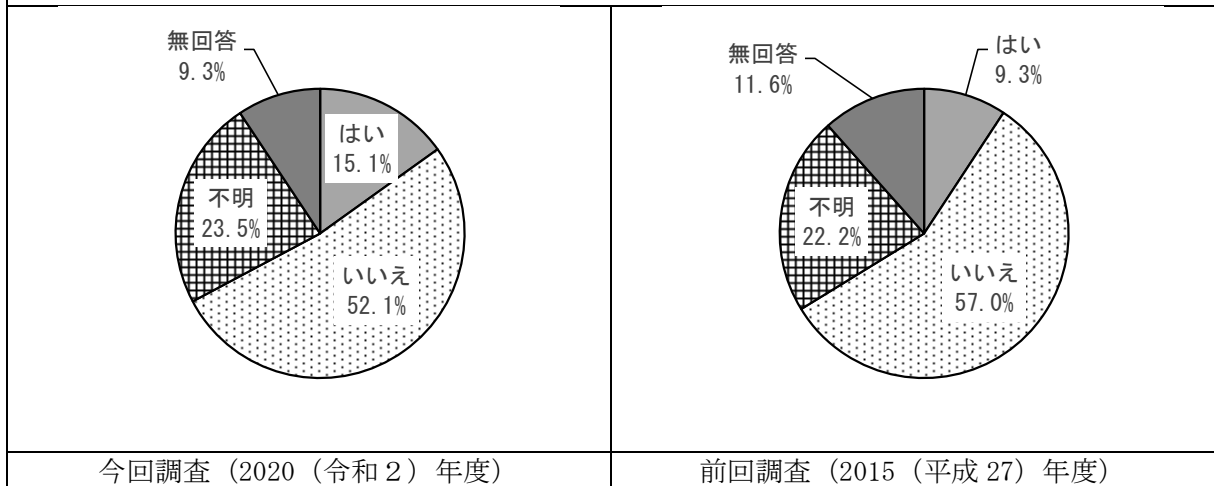


ウ 対策状況

問 被害に対する対策はどのような方法で行われていますか（ご自身以外の方でも可）。



問 被害対策は十分だと思いますか。



イ 作物種類別被害

イノシシの農業被害について、作物種類別の被害の推移を表 5 に示す。

作物種類別では、稲、野菜の被害が大きい。

表 5 作物種類別農業被害の推移

区分	被害面積(ha)																			
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
稲	51	60	43	78	41	112	118	71	215	136	122	104	62	83	68	60	59	62	47	36
麦類	—	—	—	—	0	1	0	—	0	2	0	1	—	1	1	1	1	1	2	0
豆類	2	—	0	0	0	5	3	6	2	8	5	2	2	3	3	2	1	1	5	1
雑穀	1	1	3	—	—	1	2	2	3	3	1	1	1	1	2	2	1	1	2	1
果樹	0	0	1	5	3	10	6	19	7	58	24	29	24	31	35	36	27	7	4	3
飼料作物	—	—	—	—	—	2	1	0	1	4	7	1	—	0	1	1	1	1	1	0
野菜	7	16	1	6	4	23	16	18	107	33	31	27	27	32	31	29	23	17	18	15
いも類	9	4	6	7	2	12	17	12	9	19	15	9	7	10	15	8	8	5	4	5
工芸作物	—	—	—	—	—	—	2	—	0	0	1	1	—	1	0	0	0	0	0	1
その他	—	—	—	—	—	—	9	30	31	8	11	14	12	11	6	4	6	1	1	1
計	69	82	54	96	50	166	174	158	376	271	217	190	136	171	162	143	128	95	84	63
区分	被害量(t)																			
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
稲	130	125	120	132	50	358	97	128	234	314	228	260	188	218	198	145	156	260	187	123
麦類	—	—	—	—	1	3	0	—	0	3	0	23	—	3	5	2	5	3	7	0
豆類	1	—	—	—	0	5	3	2	1	48	9	4	2	26	7	4	4	2	3	1
雑穀	0	1	7	—	—	—	3	7	2	30	1	1	1	3	1	24	1	1	1	1
果樹	0	1	7	16	10	48	10	23	25	157	68	47	69	95	83	106	89	90	28	24
飼料作物	—	—	—	—	—	0	0	0	2	5	10	5	3	0	1	4	4	9	4	0
野菜	2	2	10	17	10	201	11	165	32	446	239	255	189	170	159	155	191	200	89	130
いも類	4	9	22	18	6	93	34	64	60	168	112	90	75	88	147	78	86	69	29	48
工芸作物	—	—	—	—	—	—	1	0	0	2	3	1	—	0	0	0	1	0	1	12
その他	—	—	—	—	—	—	3	16	282	55	14	244	133	63	8	13	16	8	3	1
計	137	137	166	184	76	709	162	406	638	1229	684	929	661	668	609	532	552	643	352	340
区分	被害金額(千円)																			
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
稲										64,553	47,076	53,809	38,284	46,047	40,294	29,825	30,587	49,784	37,603	27,108
麦類										233	7	3,912	0	439	721	285	730	1,358	882	20
豆類										2,399	1,556	1,144	2,450	4,179	3,475	2,345	898	1,081	1,071	387
雑穀										1,669	33	311	322	457	360	1,656	314	307	341	315
果樹										41,292	13,411	14,121	14,493	18,375	15,316	17,586	22,985	21,564	10,251	8,128
飼料作物										1,241	2,101	440	374	57	391	425	424	1,391	109	43
野菜										41,407	23,621	21,282	19,655	18,107	16,433	18,284	18,817	21,176	15,154	21,939
いも類										17,547	11,185	9,154	8,698	8,530	15,852	8,457	8,359	7,158	3,372	5,517
工芸作物										1,762	2,197	960	945	888	886	1,195	793	359	1,374	5,514
その他										9,155	1,694	26,141	15,933	14,981	962	1,313	5,381	1,144	696	546
計										181,258	102,881	131,274	101,154	112,060	94,690	81,369	89,288	105,322	70,854	69,517

注 1) 小数点以下四捨五入のため、合算した値と合計が一致しない場合がある。

注 2) 0 は 1 未満であること、「—」は被害報告がないことを示す。

注 3) 作物種類別農業被害金額は、2010(平成 22)年度からのデータのみ掲載。

出典:「愛知県農業水産局農業振興資料」

(2) 市町村別捕獲数の推移

イノシシの市町村別捕獲数の推移を表 6 に示す。

岡崎市、豊田市で多く捕獲されてきたが、近年は分布域の拡大に伴って尾張地方での捕獲が増加傾向にある。

表 6 市町村別捕獲数の推移

計画区域 市町村名*	捕獲頭数(頭)																			
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
1 名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	4	0	1	11	5	1	
2 豊橋市	47	49	14	16	62	50	84	108	132	60	126	151	126	225	310	253	297	268	165	
3 岡崎市	378	417	458	679	695	607	923	0	1,448	1,526	1,518	1,292	1,449	1,455	1,008	1,247	1,570	1,697	894	
4 瀬戸市	6	10	24	30	21	28	52	0	168	139	230	281	355	248	296	390	353	90	318	
5 春日井市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	9	11	19	50	32	56	138	52	102	
6 豊川市	100	66	25	88	61	70	112	116	397	325	367	446	344	453	550	406	415	473	193	
7 豊田市	565	504	1,038	884	1,342	942	1,617	1,828	3,863	2,726	3,330	3,190	4,430	2,702	3,315	3,453	3,652	1,659	2,173	
8 西尾市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	
9 蒲郡市	0	0	0	2	3	4	1	36	149	120	156	224	238	257	439	230	225	291	86	
10 大山市	0	0	0	0	0	1	0	8	35	42	60	28	43	44	63	140	184	137	227	
11 小牧市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	11	0	0	10	3	26	50	26	43	
12 新城市	546	450	558	414	544	456	540	648	1,191	712	1,195	910	1,374	966	918	1,022	1,171	1,005	252	
13 尾張旭市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	3	0	1	15	10	13	
14 日進市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	0	25	17	38	19	11	15	
15 田原市	0	0	0	2	4	15	91	66	353	172	178	235	165	151	230	281	277	497	270	
16 みよし市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	5	2	0	5	
17 長久手市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	24	0	10	19	28	39	5	36	
18 東浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19 幸田町	0	0	0	0	0	8	0	16	89	40	43	22	12	69	124	145	112	89	29	
20 設楽町	243	207	189	180	304	191	237	222	497	212	378	343	517	256	434	297	438	173	99	
21 東栄町	101	130	81	68	244	73	115	135	272	74	278	109	228	71	136	85	178	82	22	
22 豊根村	105	72	137	102	156	90	116	122	110	38	67	103	91	55	85	47	104	65	29	

※ 管理エリア及び根絶エリアの市町村のみ掲載。

出典：「愛知県環境局自然環境課資料」

(3) 捕獲努力量あたりの捕獲効率 (CPUE) 及び目撃効率 (WPUE) の推移

イノシシの捕獲努力量あたりの銃の捕獲効率 (CPUE) 及び目撃効率 (WPUE) の推移を図 7 に、はこわな及びくくりわなによる捕獲効率を図 8 に示す。

銃の目撃効率及び捕獲効率は 2017 (平成 19) 年度まで増加傾向にあり、2018 (平成 30) 年には減少したが、2020 (令和 2) 年度は 2019 (令和元) 年度に比べて増加した。はこわな、くくりわなの捕獲効率は長期的に減少傾向にあったが、2020 (令和 2) 年度はいずれも 2019 (令和元) 年度に比べて増加した。

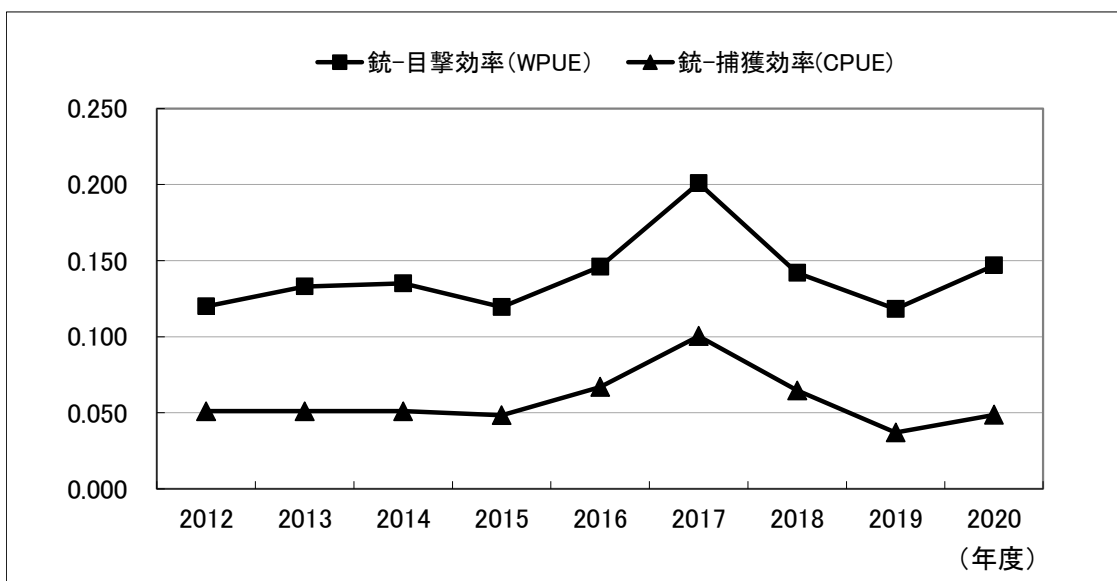


図 7 捕獲努力量あたりの捕獲効率 (CPUE) 及び目撃効率 (WPUE) の推移 (銃)

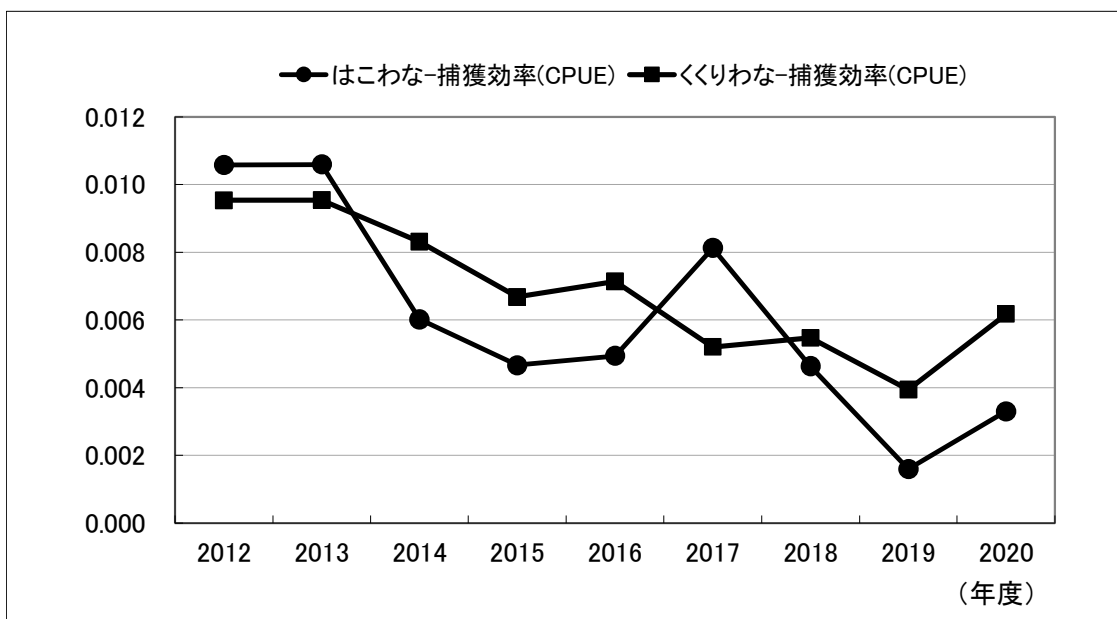


図 8 捕獲努力量あたりの捕獲効率 (CPUE) の推移 (はこわな、くくりわな)

(4) 狩猟期間の延長による効果

狩猟期間の延長に係る狩猟捕獲実績を表 7 に示す。

2020（令和 2）年度では、73 頭が狩猟の延長期間に捕獲され、全捕獲頭数の 23.7%を占める結果となり、狩猟期間の延長による効果が認められている。

表 7 狩猟期間延長に係る狩猟捕獲実績表

年度	狩猟捕獲数 (①=②+③)	延長期間捕獲数 (②)	通常期間捕獲数 (③)	延長期間捕獲数の割合 (④=②/①)
2016	1,290	229	1,061	17.8%
2017	1,554	357	1,197	23.0%
2018	1,339	170	1,169	12.7%
2019	593	94	499	15.9%
2020	308	73	235	23.7%

(5) 防除対策、生息環境管理の実施状況

イノシシに係る防除対策及び生息環境管理の実施状況及び効果を表 8 に示す。

防除対策を実施している市町村では、多くが電気柵、金属柵またはワイヤーメッシュを設置しており、その設置について「効果あり」もしくは「かなり効果あり」としている。

生息環境管理として、草刈を実施している市町村では、草刈を概ね「効果あり」としている。

効果が高いと考えられる金属柵またはワイヤーメッシュや電気柵においては、被害が大きい地域を中心に設置が進んでおり、現在は未整備地域での設置を中心に実施されている。

また、電気柵では漏電等に対する管理面も農業従事者の高齢化とともに負担が増している。これら各々の対策に対する課題の解決と併せて、防除（設置）技術の習得、地域内での連携・意思統一が必要となっている。

表 8 防除対策及び生息環境管理の実施状況と効果

市町村	防除対策				環境管理	
	網	電気柵	金属柵 ワイヤーメッシュ	その他	草刈	未収穫農作物の回収等
豊橋市	—	◎	◎	—	—	—
岡崎市	旧岡崎市	—	○	◎	—	○
	旧額田町	—	○	◎	—	○
瀬戸市	—	○	○	—	○	—
春日井市	△	○	◎	—	—	—
豊川市	旧豊川市	△	○	◎	—	○
	旧音羽町	△	○	◎	—	○
	旧御津町	△	○	◎	—	○
豊田市	旧豊田市	—	○	◎	—	○
	旧藤岡町	—	○	◎	—	○
	旧小原村	—	○	◎	—	—
	旧足助町	—	○	◎	—	○
	旧下山村	—	○	◎	—	—
	旧旭町	—	○	◎	—	○
旧稲武町	—	○	◎	—	—	
蒲郡市	—	—	—	—	—	—
犬山市	—	—	—	—	—	—
新城市	○	◎	—	○ (トタン)	△	△
幸田町			○			
設楽町	旧設楽町	○	◎	◎	—	○
	旧津具村	○	◎	—	○ (トタン)	○
東栄町	○	◎	—	○ (トタン)	○	○
豊根村	旧豊根村	△	◎	—	—	△
	旧富山村	△	—	—	○ (トタン)	△

注 1) 表中の記号の意味を以下に示す。

◎：かなり効果あり ○：効果あり △：効果が少ない —：不明等

注 2) 旧豊川市には旧一宮町を含む。

注 3) 名古屋市、春日井市、西尾市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市、田原市、みよし市、長久手市、東浦町は計画対象区域外だったため計画は未策定。

出典：「第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）市町村実施計画」（2021（令和 3）年）

(6) 鳥獣保護区の指定状況

イノシシの計画対象区域（予防エリアは除く。）内に所在する鳥獣保護区を表 9 に示す。

表 9 イノシシ計画対象区域（予防エリアは除く。）内に所在する鳥獣保護区

所在	鳥獣保護区の名称	面積 (ha)	所在	鳥獣保護区の名称	面積 (ha)
名古屋市	東山公園	350	豊田市	鞍ヶ池	470
	牧野ヶ池緑地	150		御作小学校	18
	大高緑地	98		旭高原	78
名古屋市、日進市、東郷町	和合	252		王滝溪谷	114
名古屋市、飛島村	国指定藤前干潟	770	豊田市、みよし市	三ヶ峯	340
名古屋市、尾張旭市	森林公園	1,290	豊田市、設楽町	面ノ木	206
豊橋市	葦毛	158	西尾市	三河南部	720
岡崎市	關荊	430	西尾市、幸田町	いきものふれあいの里	288
	岡崎	670	蒲郡市	西浦小学校	260
	宮崎小学校	5		形原・鹿島	400
	岡崎東部	1,110	蒲郡市、田原市、西尾市、南知多町	三河湾	399
	大平田	140			
	額田西部	50	犬山市	今井小学校	72
	生平小学校	59	小牧市	小牧山	22
			小牧	315	
瀬戸市	定光寺	1,300			
半田市	半田	560	新城市	鳳来湖	1,600
半田市、常滑市	大曾公園	89		大津谷	1,021
春日井市	春日井市少年自然の家	39		鳳来寺山	125
豊川市	音羽中学校	60	新城市、設楽町	竹桑田	11
	一宮中学校	172	田原市	伊良湖	2,200
豊田市	高岡	37		田原南部小学校	100
	猿投	322	小塩津	81	
	小原中学校	10	東浦町	藤江小学校	16
	足助	328	幸田町	豊坂小学校	46
	滝脇小学校	2		幸田北部	38
	下山中学校	36	設楽町	段戸裏谷	152
	昭和の森	800		岩古谷山	15
	六所山	240		西知生	7
	三河湖	164	豊根村	茶臼山	225
	猿投山	125		みどり湖	160
	伊勢神高原	108			
		合計	60箇所	19,423 (ha)	

5 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の策定状況

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画について、各市町村の策定状況を表 10 に示す。

21 市町村において、被害防止計画の中でイノシシを位置づけており、それぞれ被害軽減目標や年度ごとの捕獲計画数を定めている。

表 10 鳥獣害特別措置法に基づく被害防止計画（イノシシ）

市町村名	被害額及び被害の軽減目標(千円)				捕獲計画数(頭)				
	年度	現状値	年度	目標値	2019	2020	2021	2022	2023
名古屋市	2017	27(a)	2021	22(a)	20	20	20		
豊橋市	2017	37,188	2021	25,994	480	480	480		
岡崎市	2018	78,653	2022	67,000		2,500	2,500	2,500	
瀬戸市	2018	1,581	2022	1,106		300	300	300	
春日井市	2018	126(a)	2022	90(a)		100	100	100	
豊川市	2019	5,128	2023	4,359			600	600	600
豊田市	2018	49,866	2022	37,399		4,000	4,000	4,000	
西尾市	2019	30	2023	3			3	3	3
蒲郡市	2017	1,835	2021	1,280	330	330	330		
犬山市	2019	2,633	2023	1,843			250	280	300
小牧市	2017	10(a)	2021	8(a)	60	60	60		
尾張旭市	2018	13.5(a)	2022	10(a)		1	1	1	
日進市	2018	55(a)	2022	39(a)		24	24	24	
田原市	2019	76	2023	53			450	430	410
みよし市	2018	833	2022	500		5	5	5	
長久手市	2019	57(a)	2023	40(a)			30	30	30
東浦町	2019	5,640	2023	3,948			3	3	3
幸田町	2019	10,465	2023	7,325			100	100	100
新城市	2018	5,304	2022	3,713		1,600	800	800	
設楽町						500	150	150	
東栄町						300	300	300	
豊根村						100	100	100	

注) 表中の被害額及び被害の軽減の目標欄の色塗りは、被害鳥獣全体の値を示す。

6 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の経緯

本県における特定計画の経緯を今期計画も含めて表 11 に示す。

表 11 本県における特定計画の経緯

項目		第一期計画	第二期計画	第三期計画	第四期計画	第五期計画
		H16.4～H19.7	H19.8～H24.3	H24.4～H29.3	H29.4～R4.3	R4.4～R9.3
計画目標		農林作物被害の未然防止又は減少	継続	継続	農業被害等の未然防止又は減少 個体数を削減し、 生息密度の低減 生息分布の縮減	生息数の減少 分布の拡大防止及び縮減 農業被害の未然防止又は減少 豚熱による被害の防止
数の調整に関する事項	目標捕獲頭数 (平均捕獲実績)	3,000頭 (2,839頭)	3,000頭 (5,133頭)	5,000頭 (8,046頭)	10,000頭 (7,174頭)	毎年度、被害防止に向けた目標数を設定する
	狩猟期間	11月15日から 2月15日	狩猟期間の1か月 延長（11月15日か ら3月15日）	継続	継続	継続
	その他		特別休猟区にお ける狩猟の実施	継続	継続	継続
					指定管理鳥獣捕獲 等事業の実施	継続
生息地に関する事項	被害防除対策	電気柵設置の推進	継続	継続	継続	継続
			トタンの設置推進	継続		
				ワイヤーメッシュ の設置の推進	継続	継続
	保護及び整備	森林の整備 誘引物の除去	継続 継続	継続 継続	継続 継続	継続 継続
モニタリング	毎年	捕獲頭数、捕獲場 所、性別等	継続	継続	継続	継続
		農林業被害の状況	継続	継続	継続	継続
		被害防除対策の実 施状況、効果等	継続	継続	継続	継続
			狩猟カレンダーの 活用（捕獲効率 （CPUE値）等）	継続	継続	継続
			生息環境の整備状 況	継続	継続	継続
	5年毎	生息状況・生息環 境等	継続	継続	継続	継続

第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）

令和4年3月

愛知県環境局環境政策部自然環境課

名古屋市中区三の丸3-1-2

052-954-6230（ダイヤルイン）

環境局のホームページ「あいちの環境」

<https://www.pref.aichi.jp/kankyo/>